

Title	近代世界における清朝の「あがき」と変容：軍制比較の視点から
Author(s)	井上, 健太郎; 小禄, 隆司; 川西, 寿弥 他
Citation	大阪大学歴史教育研究会 成果報告書シリーズ. 2022, 19, p. 33-71
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91442
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

近代世界における清朝の「あがき」と変容

—軍制比較の視点から—

井上健太郎・小祿隆司・川西寿弥・下野航太・平尾悠

はじめに

1. 本論文の目的

今年度の大阪大学歴史教育研究会では、2019-2020年に岩波書店から出版された「シリーズ中国の歴史」を扱ってきた。同シリーズの近現代のパートは岡本隆司が執筆した¹（以下、「著書」と記す）。著書は世界史の中の中国史を意識すると共に、中国の社会構成や統治体制の在り方に着目している。そして中国史における近代の始まりがアヘン戦争であるという視点を相対化し、清朝の社会の多元化によって「中国」が形成された点が指摘された。

そこで本論文では、著書の内容を踏まえつつ、東部ユーラシア地域の大半を包摂するほどの広大な領域、人口、経済、軍事力を有する清朝を、同時期の近世以降に世界レベルで存在した強大な帝国（以下、「近世帝国」²と記す）と比較することを試みる。それによって、19世紀清朝における近代化改革の新たな側面を照射することを目指す。

2. 比較の視座

近世帝国は近世以来、強大な帝国として君臨したが、近代へと移り変わる19-20世紀にかけて、帝国の統治体制の揺らぎや列強の脅威を経験したことを契機に、様々な側面で近代化改革に取り組んだ³。

しかし、次の2点に留意する必要がある。第一に、各帝国で近代化改革の進め方に差異がみられる点である。近代化は中央集権化・一元化志向と、著書が指摘するように、地方分権

¹ [岡本 2020]。

² 近世帝国について、本論文では杉山清彦の説に則っている。近世帝国に共通する特徴として、①それ以前の政治的・文化的枠組みから見て辺境にあたる地域から勃興し、古い文化伝統を誇る地域を征服・再編し、②国家構成員や組織技術に多民族的・多文化的な混合性・複合性がみられ、③帝国が多様な統治形態の地域の集合体であり、④それ以前からの伝統的言語文化とズレを持つ言語や文字が支配の言葉として用いられ、それによる文書行政が高度に発達したという4点が挙げられている [杉山 2015、421-431 頁]。

³ [羽田 2018、229-232 頁]。なお、羽田正は近世帝国にあたる帝国のことを、20世紀に出現した帝国主義に則った「新しい帝国」との対比から「古い帝国」という表現を用いているが、本論文では杉山清彦の「近世帝国」という表現に統一する。

化・多元化志向に二分される。前近代国家が近代化改革に迫られ、それを推進する過程で、旧体制や伝統勢力による反攻、近代化による歪みに直面しながらも、試行錯誤を繰り返して近代化改革を推進していく過程を本論文では「あがき」と位置づける。

第二に、近代化改革の結果も各帝国によって多様だということである。大きく分けると、帝国の領域を維持できた帝国と、維持できず縮小した帝国に二分される。各帝国が近代化改革を経てどのように変容したのかは着目に値する。

さて、近世帝国では少数派支配者層の下にある軍隊⁴およびその組織が、多様な民族を有する帝国の行政や帝国の維持・拡張を担った⁵。しかし近代では、「国民皆兵」とする軍隊が原則となったことで⁶、旧来の軍制がその機能を喪失し始めた。それゆえ、軍制に着目することで、近代化改革で国内の再統合を目指す諸帝国の「あがき」を析出できる。

また、軍制改革には多大な費用が必要であることから⁷、従来の財政を大幅に拡張することとなり、そのために合理的な徴税制度を整える必要が生じた。同時に、改革前後の戦争遂行のための借款や戦争賠償などの対外債務に苦しんだ国家も多かった。このような財政難の中でどう財政をやり繰りして近代化改革を行ったのかは、注目すべき問題である。

以上のことから、本論文では近世帝国の「あがき」とその結果としての変容の2点について、特に軍制と軍事財政に着目して比較検討する。

3. 比較対象の設定

本論文では近世帝国としてすでに杉山清彦によって比較検討されている⁸清朝とオスマン帝国に、ハプスブルク帝国を加えることを提案する。これら3つの帝国は近世以来存在した帝国であり、また地続きの広大な「大陸帝国」として同一視されているからである⁹。

さらに、今回の比較対象に日本も加える。日本はもともと多民族性の薄い国民国家のような国家であり¹⁰、19世紀後半から国民国家化を進め植民地を抱える帝国になった点から、他の近世帝国と同列に扱い難い。しかし、日本と清朝は東部ユーラシアという同じ空間に位置した軍事政権であり¹¹、同時期に危機に直面し既存の統治体制が動揺し、近代化改革を進め

⁴ そもそも近世・近代に共通する軍隊は陸軍と海軍に大別されるが、本論文では軍隊の中でも帝国の統合で大きな役割を担い、かつ今回比較する帝国で共通して一定程度の力を持った陸軍の検討に重点を置く。

⁵ [杉山 2015、385-392 頁；杉山 2003、62-64 頁]。

⁶ [羽田 2018、229-232 頁]。

⁷ 上述したように、近代の軍隊は「国民皆兵」というように大多数の大衆が兵力として必要だが、たとえばその大衆の数に見合うだけの給与や軍事訓練施設、武器などを政府が用意する必要があることを想起されたい。

⁸ [杉山 2015、421-431 頁]。

⁹ [池田 2012、85-89 頁]。

¹⁰ 近年、「徳川帝国論」と呼ばれる、江戸時代の日本を帝国とみなす見解も出されている（[豊見山 2010；平川 2008] など）。しかし帝国の規模的に江戸時代の日本は他の帝国には遠く及ばない点や、先述の杉山清彦の掲げる近世帝国に共通する特徴ともそぐわない点から、本論文では近世日本を帝国とみなしていない。

¹¹ [杉山 2015、41-55 頁]。

る必要が生じた点、さらに日清戦後に清朝の光緒帝が日本を近代化改革のモデルとした点¹²を考慮すると、清朝の近代化改革を相対化する上で必要不可欠と考える。さらに、日本は東アジアの中で唯一帝国化した特殊な国家であるという従来¹³の言説の妥当性についても検討の余地がある。

以上のことから、本論文では①近世帝国の「あがき」と②清朝がモデルとした日本の近代化を清朝と比較することで、清朝の独自性を浮き彫りにし、現代の中国へ繋がる点を見出す。また、教育現場に提供可能である新しい視点を提示する。

第1章 近代世界における清朝の「あがき」と変容—軍制と財政の観点から—

本章では18世紀末から20世紀初頭における清朝の「あがき」と変容について検討する。清朝は「十七世紀の危機」の中で成立したマンジュ人を支配層とし多民族を抱える帝国¹⁴だが、本章の時期において幾度も危機に直面し対応を迫られた。その危機、対応とは実際どのようなものだったのだろうか。また、課題克服のプロセスに関し、他の帝国や日本と比較したとき、一定の独自性あるいは共通性を見出せるだろうか。

この問の考察のため、本章では「はじめに」でも言及された軍制及びそれと関わる財政に注目する。構成としては、まず清朝の基本的な軍制と財政及び両者の関係を概観し、その上で当該期の帝国の揺らぎ、危機とそれに対する「あがき」と変容を同観点からみていきたい。

1. 清朝の軍制・財政と18世紀末の揺らぎ

本節では清朝の基本的な軍制である八旗制と各地支配に関わる軍事機構、さらに財政と軍事費の状況を簡単に確認する。その上で18世紀末に帝国の揺らぎとして顕在化した事態を指摘し、どのように対応したのかをみていく。

最初に八旗制について確認したい。八旗制は清朝の基本的な軍制であり、八旗とは八つの集団からなる軍事・社会組織でマンジュ人を中核としつつも多民族によって構成された¹⁵。所属する旗人は世襲で独自の身分集団を形成し主の旗王に臣従した。また、旗人は地方にも派遣され、漢地では地方官と併存し正規軍を構成した。一方、文武官員の人的供給源としての側面も持ち、明から継承した官僚制とともに機能した行政組織でもあった。この八旗制は

¹² 特にこの点については、従来¹³の研究でもしばしば日清間を比較する理由付けに用いられている。

¹³ この見解は多くの研究者の間で広がっている（例えば [鈴木 1993]）。しかし、日本が特殊であるという見解に対する批判も出されている [杉山 2015、41-55 頁]。

¹⁴ 清朝の帝国性については、杉山清彦の「大清帝国」の議論を念頭に置く。例えば [杉山 2015、1-5 頁；杉山 2021、149-150 頁]。ただし、本論文での呼称は、当該期における国家の特徴 [杉山 2021、155 頁] や、一般的な用語使用の観点から全て「清朝」で統一する。

¹⁵ 入関までに八旗満洲・八旗漢軍・八旗蒙古が編成され、その内部にも多様性がみられた。第3章でも言及されている必要言語の問題に関しては、例えば [杉山 2015、369-376 頁；村上 2007、16-28 頁] が参考になる。

軍制に留まらない中央ユーラシア的な軍政一致体制であり、かつ皇帝の家長性、強い権限、自立的な組織体系等、マンジュ的な独自性を持つ組織として帝国統治の基盤となった¹⁶。

また、八旗以外では八旗をアレンジしたジャサク旗がモンゴル地域に適用され、漢地においては最大時に八旗の3倍とされる約60万人の緑營が常備軍として組織された¹⁷。様々な民族を抱える清朝は八旗制をベースに、各地の状況に合わせて軍を編成していたのである。

次に財政と軍事費支出に注目したい。

【表1】は1766年の清朝政府（中央）の歳出¹⁸を示している。岡本隆司は、同表から軍事力・官僚制を維持する目的の財政支出で、民間社会への直接の還元がほとんどなかった¹⁹とし、岩井茂樹は、軍事費と分かる費目の割合の高さから清朝を軍事国家とみる研究もあるが、同時期に増加・拡大した人口・経済規模に対する平時の軍事力の相対的な大きさは歴代王朝と比較してむしろ縮小著しかったことを指摘している²⁰。これらの主張には十分留意する必要がある。

以上、清朝の基本的な軍制と財政、軍事費の状況を確認したが、冒頭の通り清朝の統治は18世紀末に揺らぎ始めた。それが具体的に顕れたのが白蓮教徒の乱であった。この背景には漢人社会の膨張があった。18世紀に入り漢人の人口が急増、居住圏が拡大し、移民の流入・開墾が各地で衝突を生む中、社会不安が深刻化し秘密結社が蜂起したのである²¹。

この乱は戦意が低く弱体化していた正規軍（八旗・緑營）のみでは鎮圧できず²²、長引く

【表1】 清代の歳出（1766年）

[岩井 2004、32 頁] より転載。

満漢兵餉	1700 万 両 +
王公百官俸	90 万 +
外藩王公俸	12 万
文職養廉	347 万
武職養廉	80 万
京官各衙門公費飯食	14 万
内務府工部等祭祀賓客備用銀	56 万
採辦顔料木銅布銀	12 万
織造銀	14 万
宝泉宝源局工料銀	10 万
京師各衙門胥役工食銀	8 万
京師官牧馬牛羊等芻秣銀	8 万
東河南河歳修銀	380 万 +
各省留支駅站祭祀儀憲官俸役	600 万 +
食料場廩膳等銀	120 万
合計(銀支分のみ)	約 3460 万

¹⁶ 八旗制については主に [杉山 2015、251-301 頁；杉山 2009、79-83 頁] を参照した。

¹⁷ [杉山 2015、403-410 頁；澁谷 2017、96-98 頁]。

¹⁸ 一方の歳入は、例えば 1753 年の統計によれば、4 分の 3 ほどが土地税で残りの 4 分の 1 が塩税、関税などであった。なお、同時期には地方から中央への税収送金制度が確立されていた。また、乾隆年間には多大な戦費支出があったにもかかわらず戸部の銀庫には巨額の備蓄が残されていた [岩井 2004、28-31・80-111・120-121 頁]。

¹⁹ [岡本 2013、54-56 頁]。また、岡本は人口規模や歳入を踏まえ「小さな政府」と評している。

²⁰ [岩井 2004、31-34 頁]。岩井は軍事費支出の割合が高いこと自体は認めるものの、この特徴は中国の前近代国家においては例外なくみられる傾向と評し、特に入関後の清朝を軍事国家とみなすことに関し不相当と述べている。

²¹ [佐川・杉山 2020、184-186 頁]。

²² 弱体化に加えて、先述の人口に対する軍事力の規模に留意する必要があるだろう。また、八旗・緑營の弱体化に関しては世襲・縁故採用の問題 [澁谷 2017、99 頁] 等、様々な点が指摘さ

軍事行動により北京の財庫の貯蓄がほとんど払底したと言われる²³。この状況下で清朝は反乱地の住民に「団練」²⁴を組織させ、正規軍とともに活用することでようやく鎮圧した。また、この乱によって起こった漢人社会における武装化（「社会の軍事化」²⁵）は以後常態化し、清朝の軍事的対応の方向性を一定程度規定するものになったとも言える。

2. 19世紀半ばの清朝の危機と「あがき」—「督撫重権」と近代化—

本節では、顕在化した漢人社会の問題に加え、対外問題によって本格的に揺らぐ19世紀半ばの清朝の「あがき」について、前節を踏まえ軍制とそれに関わる財政の面から検討したい。

19世紀半ばの清朝の危機としては、対外戦争であるアヘン戦争・アロー戦争²⁶と、アヘン戦争後さらに動揺した漢人社会で起こった太平天国の乱を指摘できる。前者は西洋近代兵器の実力と清朝の拙劣な戦術が顕在化した戦いであり、後者は内乱の拡大・長期化、また連動して回民・捻軍などの蜂起が起こったこともあり、前者よりも重大な危機となった²⁷。

太平天国の乱で清朝は税収低下・莫大な軍事支出により中央財政破産の危機に陥った²⁸。ここにおいて財政面では、後述のように中央と地方の関係が変化し、正額外の税を導入する契機となった。軍事的には、正規軍のみでは対応できず「社会の軍事化」の状況を生かし、再び「団練」編成命令によって対応した²⁹。ここで台頭したのが「団練」を母体に軍団化した湘軍の指導者曾國藩、その弟子で淮軍を率いた李鴻章といった郷紳層であった。清朝は彼らを地方の総督や巡撫に任命し、軍事権、財政権を含む広範な権限を認め乱の鎮圧を推進した³⁰。特に清朝は軍の維持・運営に関する中央—地方の送金が難しい分、督撫に対して一種の内地通過税である釐金の自力調達を認めた³¹。督撫はこれを活用し、戦力の整備、兵器製造など軍事関連事業を行い³²、軍の近代化を進め種々の内乱を鎮圧していった³³。清朝は従

れるが、特に緑營に関して、「清朝の平和」の中、警察に類似した組織へと再編された影響も踏まえる必要がある。緑營の警察化については、例えば〔太田 2015、370-378 頁〕などを参照。

²³ 〔岡本 2020、122 頁〕。

²⁴ 郷土の防衛を行う一種の自警団・義勇兵。土着の勇を意味する「郷勇」というものもある。また、「勇營」という語もあり、「団練」と比べ各地を転戦するという点で区別される〔根無 2015、63-65 頁〕が、煩を避け本章では全て「団練」とする。

²⁵ 地方の武装化・軍事化、基層社会の武装化等の表現があるが本章では〔岡本 2015、7-11 頁〕の「社会の軍事化」で統一する。なお、反乱勢力も鎮圧側も基本的に同一母体から誕生したものである。「社会の軍事化」に関する基本的な研究は〔Kuhn 1970〕を参照。

²⁶ アロー戦争は、太平天国の乱と同時期かつ北京占領もあり清朝にとっての危機であったが、戦後の列強の「協力政策」により内乱平定や貿易拡大、西洋軍事技術導入に繋がる側面を持った戦争でもあった〔岡本・箱田 2019、68-69・74-79 頁〕。

²⁷ 〔岡本・箱田（編）2019、56-57 頁；岡本 2020、131-134 頁〕。

²⁸ 〔岩井 2004、125-126・494-495 頁〕。

²⁹ 〔岡本 2017、194-196 頁〕。

³⁰ 〔岡本 2017、201-203 頁〕。

³¹ 〔岩井 2004、109-110・119-158・495-497 頁；岡本（編）2013、226 頁；岡本 2017、200-201 頁〕。

釐金は元々臨時的な正額外の税であったが、以後も督撫などにとって重要な財源となった。

³² 〔岩井 2004、147-148 頁〕。

³³ 太平天国の乱の平定においては、アロー戦争後に協力した欧米人組織の軍の貢献度も大きか

来の中央軍制や財政上の限界から、有力な郷紳層を地方督撫とし、彼らの軍事・財政等の権限を強化する「督撫重権」³⁴と彼らを中心とする軍近代化によって結果的に危機を乗り越えることができたと言えるだろう。

特に、太平天国の乱の平定後には曾国藩の後に督撫の第一人者となった李鴻章が皇帝権威を背景に直隸総督兼北洋大臣として広範な権限を持つようになった。彼は直隸総督である一方、江南デルタ及び上海の有力者を味方につけ、当時重要な財源となった海関税³⁵や釐金を用いて自身の軍隊の近代化を進め、淮軍は曾国藩の湘軍以来の私兵的性格を継承しながら正規軍に代わり国防軍的地位を占めるようになった³⁶。

最後に、この淮軍など当該期の軍の近代化について補足する。軍の近代化は「洋務」と呼ばれる富国強兵・殖産興業的な諸事業の流れから始まり、外国からの武器購入や軍事工場設立・稼働によってもたらされる武装・兵器の近代化が主であった。やがてドイツ式訓練や軍人養成も行われたが組織・紀律等ソフト面の充実は心許ないものであった³⁷。なお、地方高官だけでなく中央でも「洋務」は推進され一部正規軍の近代化が進められた³⁸。しかし、清朝の軍全体を視野に入れて評価するならば、近代化の恩恵が隅々まで行き届いたとは言い難いであろう。

3. 清末軍制改革と財政

本節は19世紀末以降に生じた危機に対する清朝の「あがき」について、前節と同様の観点からみていく。

19世紀末以降の清朝の危機を考える際にキーとなるのが日本の存在であろう。日清間には日清修好条規が結ばれていたが、その後の台湾出兵は李鴻章に「海防」をより意識させ、北洋海軍拡張が進められた³⁹。一方で同時期は、不穏な新疆の情勢に対し左宗棠が「塞防」を説き「海防」との両立が図られた⁴⁰が、遠征には見積もり段階で歳入の1割を優に上回ると言われる軍費を必要とし、釐金や海関税など沿海部の負担が増すとともに不足分は借款

った。例えば、イギリス人ゴードンが率いた常勝軍などである。この常勝軍の装備は李鴻章の事業構想に影響を与えた [岡本 2011、58-66 頁]。

³⁴ 「督撫重権」の定義については [岡本 (編) 2013、201-202 頁；岡本 2017、201-203 頁] などにもとづく。

³⁵ 1850年代半ばの外国人税務司制度もあり、貿易の拡大とともに一定の海関税徴収が可能となった。海関税は当時の督撫裁量の地方のみならず中央政府においても重要な財源となり、地丁銀に匹敵する比重を持つようになった。また、海関税はその信頼性から借款の担保に用いられ、後に列強介入の足がかりを提供することにもなった [岡本 (編) 2013、207・225 頁]。

³⁶ [岡本 2011、73-75 頁；岡本 2017、214 頁；岩井 2004、141-142・495-500 頁]。

³⁷ [清水 2021、89-92 頁；岡本 2017、214-215・245-246 頁]。

³⁸ 中央の正規軍の近代化やその役割に関しては根無新太郎の神機營の研究が参考になる [根無 2015]。

³⁹ [岡本 2017、231-234・245-246 頁]。この北洋海軍拡張も前節で言及した「洋務」の一環と捉えられる。

⁴⁰ 左宗棠の遠征後、ロシアとの交渉もあり新疆の安定が確保され、1884年には新疆省が設置された。ここでは漢人社会と同様に巡撫が置かれ「督撫重権」の体制が敷かれた [岡本 2017、218-228 頁]。

でまかなわれた⁴¹。

焦点を日清関係に戻すと、その後の日清戦争において清朝は敗北する。敗因は様々な観点から分析できるだろうが、戦力的な比較については第4章で部分的に触れる。本章では前節を踏まえ、正規軍を維持しながら督撫李鴻章の軍が国防軍化したという軍制上の変化の構造的弱点、軍隊のソフト面の心許なさ、「軍」視点で見たときの「洋務」の進展の遅さなどを指摘するに留める。

本章においてむしろ重要なのは、この敗戦が清朝に重大な危機をもたらしたということである。まず、軍として国防軍的位置づけの李鴻章の淮軍、北洋海軍が壊滅的被害を受け、李鴻章の「督撫重権」主導が困難となった。次に、以下の【表2】に注目されたい。当時の中央の財政規模は8000万両ほどに拡大していた⁴²が、賠償金として財政規模の3倍に近い額が要求された⁴³。これに対し清朝は列強からの借款に頼らざるを得ず、見返りの利権供与も求められた⁴⁴のである。

【表2】日清戦争期の清朝中央財政規模及び各戦争における賠償金・返済金と返済方法・借款

[岩井 2004、500-501 頁；川島 2010、9-12・53 頁；佐川・杉山 2020、206-209 頁；濱下 1989、79 頁] をもとに作成。

日清戦争期の中央財政規模	約 8000 万両+ (うち、海関税収約 2000 万両+) ※その後、イギリス公使館調査によれば 1906 年段階で約 1 億 2000 万両に拡大	
戦争	賠償金・返済金	返済方法・借款
日清戦争後	2 億両 (賠償金) +3000 万両 (遼東半島還付金) (+年 50 万両 (威海衛保障占領費))	列強の借款 → 3 年で支払 露・仏 4 億フランの借款供与 英・独 3200 万ポンドの借款供与
義和団戦争後	4 億 5000 万両(国家賠償) ※年利分を含むと 9 億 8000 万両 +3 億 5000 万両 (日清戦争関連債務) +約 4000 万両 (日清戦争前の外債返済分) (+約 2000 万両 (地方賠償金))	39 年分割償還 (年利 4% 債券発行) → 毎年約 4200 万海関両の債務支払い ※海関税収約 2000 万海関両+α 程度のため、中央政府が各省から得る 300 万両 +全国 19 省からの分担金 1800 万両で補填 (地方への増税で捻出)

⁴¹ [岡本 2017、218-231 頁]。

⁴² 太平天国の乱を機に前述の新税徴収等から財政規模が拡大し続けていた [岩井 2004、494-500 頁]。

⁴³ これに加え、戦費として当時の財政規模の半ばを超える額の借金を抱えることになった [岩井 2004、500 頁]。

⁴⁴ 海関税を担保とした外債借入は以前から行われてきたが、日清戦争以降の借入は文字通り桁違いの額となった。当該期の外債一覧については [濱下 1989、73 頁]。また、見返りの利権供与に関して、例えばロシア・フランスは海関の行政管理に参与する権利を得た [岩井 2004、500-501 頁]。

さらにこの後、列強が続々と中国に進出し租借地を獲得するようになった⁴⁵。また同時期は国内的に鉄道建設が求められており、列強は満足に投資ができない清朝から鉄道敷設・管理権を獲得し沿線の鉱山利権にも手を伸ばしていった⁴⁶。ここに列強の利権獲得競争が起こり、清朝は「瓜分」の危機に見舞われた。そして、その後の義和団戦争に敗れると、軍事関係では列強の軍進駐を認めた⁴⁷。また、【表 2】のように賠償金は日清戦争の賠償金を遙かに上回り、財政規模の半分ほどの額を列強に吸い上げられることになった。

このような状況下で清朝は前節と異なる新たな「あがき」をみせた。それは中央集権化・近代国家形成の志向である。この動きは日清戦争後にはすでにみられ、光緒新政により本格化した。この新政の諸改革で軍制改革は柱の一つとなった。各地方の軍隊が「新軍」に改編され、中央でも日清戦後から陸軍の再建、近代軍創設をまかせられてきた袁世凱によって実質的な中央軍である「北洋軍」が編成され、軍事演習も行われた。また、陸軍部設置により全国の軍政を統括する組織ができ、全般的な軍近代化を推進する体制が構築された⁴⁸。軍人養成の観点では、国内施設設置だけでなく日本への留学生も派遣された⁴⁹。

ただし、新政の諸改革は財源を必要とするため、清朝は地方財政の基盤を充実させ、国家主導の地方財政制度を確立させる必要があった。ところが、清朝は国家として財政制度の改革⁵⁰を先行しないまま、地方に新たな負担を求めた。先の【表 2】で示した義和団戦争後の毎年の支払金の半分近くが地方への増税で捻出されており、ここでさらに附加税が課され、民衆への締め付けが強められたのである。このことは地方の民衆暴動の一因ともなった⁵¹。

その後、各省の自立化が進み、1911年に「新軍」の寝返りから武昌蜂起が起こり、連動して「革命」の動きが拡大すると、清朝は当時失脚していた袁世凱なき「北洋軍」では鎮圧できなかったため、彼を復帰させた。この後、袁世凱は軍事権を含む強力な権限を握り革命勢力との折衝の後、皇帝を退位させ清朝は遂に滅亡したのである。その一方で、袁世凱と「北洋軍」の関係は継続することになった。

4. 小括

本章では清朝の危機と「あがき」について軍制及びそれと関わる財政の面からみてきた。19世紀半ばの危機に対する清朝の「あがき」とは「団練」の活用や「督撫重権」、その下の近代化であり、清朝は分権化により督撫に新たな財源を確保させながら近代化を進め、危機

⁴⁵ 1897年のドイツ人カトリック宣教師が殺害された事件を契機にドイツが膠州湾を占領、その地を租借地と設定し、他の列強も対抗して租借地を設定していった [川島 2010、20-24 頁]。

⁴⁶ [川島 2010、15-24 頁]。

⁴⁷ 公使館区域に常駐の護衛兵を置く権利や協議により決定した場所の占領、駐兵が認められた [川島 2010、51-54 頁]。

⁴⁸ [岡本 2015、62-69・128-132 頁；澁谷 2017、127-140 頁]。一方で、八旗・綠營を含む各種軍隊も革命勃発まで維持されていた [澁谷 2017、138 頁]。なお、本章では [岡本 2015] の表記に合わせて、袁世凱によって整えられた中央軍を「北洋軍」、他の地方軍を「新軍」としている。

⁴⁹ [川島 2010、71-72 頁]。日本との関わりについては第 4 章も参照のこと。

⁵⁰ 中央の財政制度改革は 1908 年に初めて本格的に着手された [岩井 2004、502 頁]。

⁵¹ [岩井 2004、501-503 頁]。

を乗り越えた。しかし、19世紀末の危機は乗り越えられず、新たな「あがき」として中央集権化、その下での近代化を志向した。だが、この転換は地方に負担を強いるもので、結果として民衆暴動を頻発させ、革命の土壌が形成されることになった。また、二度の危機において「社会の軍事化」の状況が清朝に影響を与え、「あがき」の際に正負両面に作用したことは注目に値すると言えるだろう。

第2章 近代世界におけるオスマン帝国の「あがき」と変容

本章では、オスマン帝国⁵²の軍制、財政及びその両者の相互関連性を概観し、オスマン帝国が近代化を行う上で直面した「あがき」を検討する。また本章では、オスマン中央政府と帝国内の各地方との相互作用にも目を配りたい。

1. 1780年代以前のオスマン帝国の軍制と財政

18世紀末に入るとオスマン帝国は、三つの限界に直面することになった。一つが近代的な国際関係の中での帝国内領域維持の限界、二つ目がイスラーム支配の正当性の揺らぎ、三つ目が中央集権的体制の弛緩である。この三つの要因が複雑に絡み合いながら、近代のオスマン帝国はあがいていくことになる⁵³。本節では18世紀末以前のオスマン帝国の軍制と財政の概要を述べる。

オスマン帝国の軍隊の中でも重要な存在として、創成期からオスマン帝国の対外拡張、領域の防衛を支え、後に帝国の近代化の障壁として認識されるようになった常備軍イエニチェリ軍をまず挙げることができよう⁵⁴。イエニチェリ軍団は「スルタンの奴隷」(カプクル)と呼ばれ、デヴシルメというイエニチェリをリクルートするための少年徴用制度によって、バルカン半島のキリスト教徒の子弟から徴用された⁵⁵。首都にまとまって駐屯する巨大な軍事力は、帝都の治安を支えるとともに、地方に対しにらみをきかせた。スルタン子飼いのイエニチェリ軍団は、君主専制的・中央集権的なオスマン帝国を象徴する存在であった⁵⁶。

次に財政について言及したい。1860年代以前のオスマン帝国の財政については不明な点が多い。だが後述する【表3】から1786年時点の財政歳出で、72%が軍事費にあてられていることが判明する⁵⁷。広域な領域を防衛する必要性を考えると、財政歳出の大半は、基本

⁵² オスマン帝国は、13世紀末にアナトリア西北部で発生したイスラーム王朝である。全盛期における帝国の領土は、アナトリアとバルカンを中核に、現在のイランとモロッコを除く中東の大部分を占めており、まさに空前の大帝国であった。

⁵³ [林 2016、307-360 頁]。

⁵⁴ オスマン朝の常備軍は歩兵であるイエニチェリ軍団(イエニチェリ=オジャウ)と、常備騎兵軍団の六連隊衆(アルトゥ=ポリュク=ハルク)を二本の柱としていた。その補助軍団としては、砲兵軍団(トプジュ=オジャウ)、砲車兵軍団(トプ=アラバジュラルウ=オジャウ)、鎧師軍団(ジェベジ=オジャウ)などがあった [鈴木 1992、201 頁]。

⁵⁵ [小笠原 2018、68-70 頁]。

⁵⁶ [鈴木 1992、202 頁]。

⁵⁷ [岡野内 1985、57 頁]。岡野内によれば、オスマン帝国の予算が公表され始めたのは、1860-

的に軍事費の維持にあてられていたことは推測できよう。

2. 帝国内の動揺

オスマン帝国の各領域はティマール制⁵⁸によって統治されていた。1580年代に深刻な財政危機に直面した中央政府は国家歳入を増やすために帝国内の各地方に徴税請負制を導入した。これによってティマール制が解体され、徴税は中央政府の信頼できる任期付きの保証人（多くは軍人であった）に一任された⁵⁹。この徴税請負制は1695年に終身契約が導入された。そのことで徴税請負権を持った人間たちが在地勢力として大きな力を振るうようになった⁶⁰。この人間たちは「アーヤーン」と呼ばれ、財力を蓄え地域の産業を掌握すると同時に、中央政府に私兵軍を提供していた⁶¹。

アーヤーンの中でも代表的な存在として、ムハンマド＝アリー（1769-1849年）がいる。1805年にオスマン帝国のエジプト総督として赴任した後、エジプトで西洋式軍隊を整備した。このような改革は中央政府のモデルにもなった⁶²。しかしエジプトは当時あくまでもオスマン帝国の領域にあった。

19世紀に入るとマフムト2世は地方で影響力を持っていたアーヤーンを一掃した。そして1839年のギュルハネ勅令によって税制改革が定められたことに伴い、徴税請負制も廃止されることになった。

しかし、オスマン帝国はその後、相次ぐ戦争の敗北と「民族主義」（ナショナリズム）に基づいた各地方の独立⁶³によって多くの領域を失うことになった⁶⁴。帝国内で自立性を保っていたエジプトも1882年にイギリスの保護国となった。1912年から1913年のバルカン戦争における敗北の結果、オスマン中央政府は「オスマン主義」からトルコ民族主義へと舵を切った⁶⁵。

1861年以後であるとのことである。

⁵⁸ ティマール制は、自由人のムスリム戦士に町や村の徴税権を与える代わりに当地の治安維持をゆだね、その見返りに戦争時には武器を持ち軍馬にまたがり、従者を伴って駆けつける義務を負うというものである。徴税権が与えられた土地をティマール地といい、彼らはティマール騎兵と呼ばれた。しかし、ティマール騎兵に与えられるのは徴税権であり、ティマール騎兵はその土地の全権を持つ領主ではなかった。当地の民政や裁判は、中央から任命されたイスラーム法官が担当し、ティマールの権利も、原則とし世襲されずに一代限りのものだった。武士や騎士が「先祖代々」の領地を得て在地勢力化しやすいのに対し、ティマール制では巧妙に権力の分散が図られていた [小笠原 2018、70-71 頁]。

⁵⁹ [林 2016、212-216 頁]。

⁶⁰ ただし終身契約の普及により税源が政府の手から離れていったわけではなく、一つ一つの村の請負権の分割所有の状況や世襲による所有者の変更を、政府（財務長官府）はどこまでも掌握していた [林 2016、296-300 頁]。

⁶¹ [林 2016、302 頁；小笠原 2018、209-211 頁]。

⁶² [林 2016、353-355 頁]。

⁶³ オスマン帝国とナショナリズムについては、[鈴木 1997、72-73 頁] を参照。

⁶⁴ 近代オスマン帝国では、複数の思想が錯綜していた。すなわち帝国内の臣民の平等をうたう「オスマン主義」、宗教的な国家を指向する「パン＝イスラーム主義」、トルコ人、アラブ人といった「民族」のつながりを重視する民族主義の三つの思想がひしめき合う状況にあった。

⁶⁵ [小笠原 2018、268-269 頁]。

3. 「財政軍事国家」への模索

18世紀後半の露土戦争、ハプスブルク帝国との戦争でオスマン軍は敗北を重ねていた。1789年には12万のイエニチェリ軍が8000のロシア軍に敗北を喫した。こうした要因はイエニチェリ軍の弱体化だけではなく、従来のオスマン帝国の構造にも問題があった。17世紀から18世紀にかけてヨーロッパ諸国では、国家財政と軍事が密接に絡み合った「財政軍事国家」⁶⁶の体制を作り上げていた。オスマン帝国はその流れに遅れをとっていた。オスマンにとって軍事に特化した中央集権体制の再編と近代軍の創立、すなわち「財政軍事国家」への転換が大きな課題であった⁶⁷。

1793年セリム2世によって着手されたニザーム＝ジェディード

軍という近代的な軍隊の創設は「財政軍事国家」への転換の先駆をなすものであったものの、旧勢力のイエニチェリ軍の反発もあって挫折した。1826年にマフムト2世がイエニチェリ軍を廃止して、近代軍を創設して以降は改革が本格的に着手される⁶⁸。

マフムト2世はイエニチェリ軍団を解体し、「ムハンマド常勝軍」と名付けた新歩兵部隊を編成した。1万2000人のムハンマド常勝軍がイスタンブールに駐屯する体制が整えられ、首都と地方の双方で次第にその数を増やしていった。これにより、オスマン帝国中央の常備軍は、人数や兵器の点でヨーロッパの標準的な軍に匹敵するものに生まれ変わり、軍事力の近代化の基礎は整えられた⁶⁹。

【表3】オスマン帝国財政の歳出（単位%）

[岡野内 1985、57-58頁] から転載。

年	項目 ¹⁾ 軍事費	一般行政費	帝室費	公共事業費	公債費	その他・不明
1786 ²⁾	72.0	15.4	12.6	—	—	—
1844	63.7	28.2	7.4	—	0.7	—
1853-1854	48.9	38.7	11.1	1.3	—	—
1859-1860	37.8	36.0	11.3	0.7	14.2	—
1860-1861	42.2	22.1	5.2	0.7	15.1	14.7
1862-1863	41.9	21.9	10.8	0.5	21.1	3.8
1863-1864	36.3	23.7	10.6	0.4	29.4	1.7
1864-1865 ³⁾	31.1	23.7	9.8	0.5	29.7	5.2
1866-1867	25.8	24.8	8.4	0.8	34.0	6.2
1868-1869	28.9	27.5	6.0	1.9	17.1	18.6
1869-1870	30.5	24.5	6.0	2.4	17.3	19.3
1871-1872	22.7	25.1	5.7	2.3	27.2	17.0
1872-1873	22.0	21.7	6.1	2.8	30.4	17.0
1874-1875	24.1	23.4	5.2	3.6	31.2	12.5
1875-1876 ³⁾	19.0	23.4	6.9	3.5	47.2	—
1877-1878	12.9	19.4	3.6	2.1	33.7	28.3
1879-1880	41.6	20.6	7.0	—	24.1	6.7
1880-1881	41.4	19.8	5.1	—	28.8	4.9
1883-1884 ²⁾	34.8	32.1	5.3	2.1	25.7	—
1887-1888 ³⁾	44.2	21.5	4.9	1.6	9.8	18.0
1888-1889	43.8	23.9	3.6	1.7	11.1	15.9
1889-1890	38.5	24.3	3.8	1.7	14.0	17.7
1890-1891	39.2	26.0	3.8	1.8	11.9	17.3
1891-1892	40.4	25.5	4.4	1.8	15.5	12.4
1892-1893	40.3	25.3	3.9	2.0	16.0	12.5
1893-1894	39.6	25.7	3.8	2.0	16.2	12.7
1894-1895	41.2	26.8	3.9	2.2	16.7	9.2
1895-1896	39.1	25.9	3.9	2.6	19.7	8.8
1896-1897	37.3	25.1	3.7	2.3	19.6	12.0
1897-1898	38.4	22.5	3.2	2.1	18.5	15.3
1898-1899	41.3	24.8	3.7	2.1	18.3	9.8
1899-1900	40.0	28.0	3.7	2.2	20.3	5.8
1900-1901	39.6	25.6	3.8	2.3	19.3	9.4
1901-1902	33.2	24.5	4.0	2.4	18.9	17.0
1902-1903	30.9	22.0	3.6	2.3	18.6	22.6
1903-1904	28.5	20.6	2.7	2.2	14.7	31.3
1909-1910	34.8	25.3	1.6	2.2	31.2	4.9
1910-1911	36.2	25.0	1.5	8.1	33.4	-4.2 ⁴⁾
1911-1912	35.4	21.2	1.3	8.6	23.3	10.2

⁶⁶ イギリスの歴史家J・ブリュア [ブリュア 2003] が提唱した重商主義国家の概念。17世紀後半から18世紀後半にかけてヨーロッパ諸大国（特に後期ステュアート朝時代以降のイギリス）では、巨大な軍事力の維持・拡大のための資金を堅実な行財政制度の仕組みを通して調達する構造が確立していった。この巨額の資金調達能力によって、従来とは比べ物にならないほどの軍事動員が可能になり、戦争の規模と空間が拡大することになった [大阪大学歴史教育研究会 2014、145頁]。

⁶⁷ [小笠原 2018、213-214頁]。

⁶⁸ [小笠原 2018、213-214頁]。

⁶⁹ [林 2016、343-346頁]。

しかしオスマン帝国の財政は、外的な影響によって窮地に立たされることになった。1850年代に起きたクリミア戦争によってオスマン財政は外債に大きく頼ることになった。1873年のアナトリアにおける飢饉とヨーロッパを襲った恐慌が重なり、帝国財政は限界を迎えた。1875年にオスマン中央政府の財政は破綻し、政府は債務不履行を宣言した⁷⁰。ヨーロッパの外債に対する依存度が高かったことや戦争に莫大な戦費を費やしたことが大きな要因であった。中央政府は対外債務返済のため、1881年にオスマン債務管理委員会⁷¹を設置し、財政の再建に着手した⁷²。しかしその後も戦争が相次いだため、軍事費の占める割合は相変わらず高いままであった。【表3】の1850年代から1912年までのオスマン帝国財政における軍事費の割合を見ると、債務不履行を宣言する1875年から1878年の4年間は軍事費が占める割合は20%以下であったものの、以降は30%以上の水準を保ち、年によっては40%を超えることもあった。

このようにオスマン帝国は西洋列強との戦争に対応するために、「財政軍事国家」的な中央集権体制を目指したのである。

4. 小括

本章では、オスマン帝国の「あがき」を軍制および財政の観点から検討した。近代以降のオスマン帝国は、「財政軍事国家」的な中央集権体制を目指した。オスマン帝国は1922年にカリフ制が廃止され滅亡したが、「財政軍事国家」への転換は相次ぐ戦争による敗北、財政破綻、帝国内での複数の思想の錯綜、領域の喪失によって不十分に終わった。

オスマン帝国は1850年以降ヨーロッパの外債に大きく依存していた。清朝の場合は当初地方財政に依拠していたものの、19世紀末から外債への依存度が高まってくる。またオスマン帝国の領域は当初からヨーロッパ列強の領土獲得の係争地になっており、その過程で多くの領域が喪失した。一方、清朝の場合はその領域を「租借」という形で西洋列強に譲渡していた。「中国」がほとんどの領土を喪失しないまま近代国家へと転換を遂げた背景には、こうした両帝国内における領域の位置づけが異なっていたことも要因としてあった。

⁷⁰ [小笠原 2018、242-243 頁]。

⁷¹ ベルリン会議（1878年）の結果、オスマン帝国の財政再建を目的に、1881年にヨーロッパの債権国によって設置された債務処理組織。この債権国にはイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ハプスブルク帝国が含まれていた。これら債権国と「オスマン帝国銀行」（1856年設立）の各代表7名よりなるオスマン債務管理委員会の設立以降、大量の資本がオスマン帝国へ輸出され、公共事業への投資が活発化した一方、債務管理委員会がオスマン帝国の租税徴税権を掌握し、国家財政を直接管理下に置いたことで、以後オスマンの経済的半植民地化が進むことになった [永田 2002、308-310 頁；永田・加賀谷・勝藤 1982、95-97 頁]。なおその後、債務管理委員会は1923年のトルコ共和国の成立によって消滅した。

⁷² オスマン帝国の債務と西洋列強の関係については、[フェイス 1992、252-274 頁] 参照。

第3章 近代世界におけるハプスブルク帝国 100年の「あがき」と変容

次の文言は、1867年に制定されたオーストリア憲法第19条第1項の条文である⁷³。

一、国内のすべての民族は平等である。それぞれの民族は、その民族の特性と言語を守り育てる全面的権利を有する。

ここにうたわれているのは、帝国に暮らす諸民族共生の理念である。ハプスブルク帝国⁷⁴はその多民族性ゆえに、諸民族間の対立と自立化に悩まされてきた。この条項はその意味で、宿命的難題への帝国自身の「妥協」的解答であった。

だがこのような民族共生への道程は決して平坦なものではなく、そこにはいくつもの苦難の物語が存在した。そこで本章では、まず、複合国家の克服の中で取り組まれた18世紀後半の軍制・財政改革を取り上げる（第1節・第2節）。次に、19世紀に国民社会が形成された点を踏まえて（第3節）、それが持つ帝国の統合への脅威に対し、帝国自身が軍制と財政のさらなる改革を通して対処した過程を分析する（第4節）。最後に、前近代国家との比較から帝国の「あがき」と変容について総括を行う（小括）。

1. 複合君主国としてのハプスブルク帝国

近世のヨーロッパ国家は近年の研究で「複合国家」と呼ばれる。これは、それぞれ歴史的に形成された法、権利、伝統を持ち、独自の身分制議会を開催する「領邦」を構成単位とする前近代国家の一形態である⁷⁵。多くの領邦からなるハプスブルク帝国もその例外ではない。だがこのような多層的構造の国家は、とりわけ軍事・財政両面において近代的軍制・財政制度を整えた国家と対峙するとき、その脆弱性を露呈する。このことは、対プロイセン戦争⁷⁶で領邦に依存する国家構造上の弱点が明らかになったマリア＝テレジア（1717-1780年）期のハプスブルク帝国にまさに妥当する。

なるほど、17世紀後半の帝国は、オスマンによる第二次ウィーン包囲（1683年）や対仏戦争⁷⁷に勝利することはできた。その際、危機を共有した各領邦の諸身分（貴族・聖職者・都市代表）が、本来は緊急の場合にのみ許される租税を恒常的に徴収することを容認し、ウィーン政府への貸付や兵員・兵站の提供に積極的に応じた。諸領邦の協力を得た政府は、1706年に設立されたウィーン市銀行（事実上の中央銀行）による国債発行や新税の導入を

⁷³ [大津留 2007、30-31 頁]。

⁷⁴ ハプスブルク家の統治する国家には、19世紀まで正式な名称は存在しない[ハルトウング 1980、310 頁]。1806年になって初めてこの名もなき国家は「オーストリア帝国」という国名を授かり、1867年の「アウスグライヒ」（後述）によって「オーストリア＝ハンガリー二重君主国」という名称になった。本章では便宜上、この国家を一貫して「ハプスブルク帝国」（ないしは単に「帝国」）と表記する。

⁷⁵ [ケーニヒスパーガー 2016、26 頁]。

⁷⁶ オーストリア継承戦争（1740-1748年）および七年戦争（1756-1763年）を指す。

⁷⁷ ファルツ継承戦争（1688-1697年）およびスペイン継承戦争（1701-1714年）を指す。

通して、対外戦争期間の歳入と動員数をそれぞれ約 3 倍と約 2 倍に増加させ、対外的難局を乗り切ることができたのである⁷⁸。

だがここから分かるように、帝国は独自の軍隊を持たず、その軍事力は諸領邦の援助に全面的に依存しており、そのため迅速な動員や中央政府による直接指揮が阻害された⁷⁹。また軍隊を支える帝国の財政も、中世以来の伝統的な課税同意権を有する諸領邦に左右されるリスクを常に内包していた。

その点プロイセンでは、17 世紀後半以降、諸領邦の軍事力に依らない強力な常備軍が創設され、自国人を円滑に動員する徴兵区制が導入された。こうした軍隊の増強・維持は、諸領邦に拘束されない恒常的な租税（地租と消費税）の徴収によって支えられ、軍事・財務行政を全国統一的に管轄する中央官庁も整備された⁸⁰。このような効率的な軍事・財政制度があったからこそ、プロイセンはハプスブルク帝国との戦争に勝利できたのである。

それゆえ、この「財政軍事国家」プロイセンを前にマリア＝テレジアは、帝国の複合国家的性格と領邦依存体制を克服するために、中央集権化の第一手として行政改革に着手することになったのである。

2. 啓蒙時代の軍制・財政改革

1760 年より本格的に開始された第二次行政改革をもって、帝国の軍事体制の中央集権化が実現された⁸¹。まず 1762 年に設置された「宮廷軍事庁」が軍事に関する最高決定機関になり、ウィーン政府が帝国の全軍事機構を統轄したことは、軍制史上の画期とされる⁸²。1770 年代の戸口調査と徴募区域の設置を経て導入された一般徴兵制（1781 年）は、ヨーゼフ 2 世（1741-1790 年）による改革の最大の成果の一つであった。上流身分層が兵役を免除されるなどの限界はあったものの、この徴兵制度によって全兵員の 8 分の 5 が帝国領内で徴兵され（兵役年限は 17-40 歳）、軍隊の国家的性格が強まることになった。こうした一連の改革を通じて、宮廷軍事庁（中央）と各領邦の軍団司令部（地方）との直線的命令系統が確立し、ここに軍事への諸領邦の介入は完全に排除された⁸³。

諸領邦に大きく依存していた国家財政も、同時期に中央集権化された。ヨーゼフ 2 世は、農民の負担の軽減と財政の充実化を実現するために、1784 年以降政府の主導する検地事業と土地台帳の作成を進め、この土地調査にもとづきウィーン政府による排他的徴税制度を

⁷⁸ [岩崎 2017、193-195 頁]。

⁷⁹ [丹後 1997、21-22 頁]。

⁸⁰ [阪口 1996、52-55・63-69 頁]。

⁸¹ これ以前の第一次行政改革でもプロイセンの行政制度が模範とされた[丹後 1997、24-25 頁]。

⁸² [丹後 1997、86 頁]。オスマン帝国との国境地帯を守備する部隊（軍政国境軍）は、中央よりも早くに集権化が進み、1749 年にすでにウィーン政府の管轄下に置かれていた [戸谷 2012、147 頁]。

⁸³ [岩崎 2017、228 頁；丹後 1997、87-89 頁]。なお、ヨーゼフ 2 世紀の軍制改革により、目標とされた常備兵力 30 万人が達成され、徴兵された兵員は以下のように各部隊に配属された。歩兵連隊 57 個（1 連隊 3061 人）、辺境隊 17 個（1 辺境隊 3040 人）、守備連隊 3 個（1 連隊 6995 人）、騎兵連隊 34 個（1 連隊 1219 人）、砲兵（1 万 3560 人）、工兵・地雷工兵（1219 人）、河川警備隊 5 個・前線支隊（5184 人）。

確立した⁸⁴。この財政改革によって諸領邦の徴税への関与も排除され、財政面での集権化が促進された。

3. 国民社会の形成

こうした軍制・財政改革を通じて中央集権化を達成したハプスブルク帝国は、激動の 19 世紀を迎えることになった。この時期のヨーロッパでは、近代産業の発展がインフラの整備、通信手段の発達、新たなメディア（新聞・雑誌）の登場、そして中産階級の成長をもたらしていた。このような社会的変動を背景に、都市部では知識人や有産市民の間で「民族再生運動」が高揚した。やがてそこから、民族の歴史的記憶に正統性を求め、共通の言語（国語）教育や「国民文化」の発揚（国民劇場の設立や祝祭の挙行など）を通して、「国民」としてのアイデンティティを持つ共同体が「想像」されていった。「国民社会」はこうした「国民」を基盤に、地縁、文化、風俗、言語、人種などの同一性にもとづいて成立したが、ハプスブルク帝国の場合、諸民族がそれぞれ固有の「国民」へと包摂されたことから、それに応じて様々な国民社会群が形成されることになった⁸⁵。

ところが、多民族国家ハプスブルク帝国では、どの民族も多数派を占めることができなかつた（【表 4】⁸⁶）。そのため、帝国の内政と外交は諸民族の利害に大きく左右されることになり、その意味で国民社会の成長は帝国の統合にとって脅威であった。こうした動きに対し、ウィーン体制期にすでに軍事面での統一を完了していた帝国政府は、軍事力を行使して勢力範囲であるドイツ、イタリア、ポーランドで厳しい態度で臨んだ⁸⁷。だがそれでもなお、帝国は諸民族の扱いをめぐって動揺し続けた。帝国がこの難題に決着をつけるには、1866 年の普墺戦争まで待たねばならなかつたのである。

【表 4】 ハプスブルク帝国における諸民族の総人口比（1910 年）

[岩崎 2017、274 頁]。

ドイツ人	23.90%
ハンガリー人	20.20%
チェコ人	12.60%
スロヴァキア人	3.80%
ポーランド人	10.00%
ルシーン人（ルテニア人、ウクライナ人）	7.90%
スロヴェニア人	2.60%
クロアチア人	5.30%
セルビア人	3.80%

⁸⁴ [丹後 1997、80-81 頁]。

⁸⁵ [岩崎 2017、275 頁；小沢 1994、72-74 頁；小沢 1999、218-219・241-243 頁]。

⁸⁶ [南塚 2012、81 頁]。支配民族であるドイツ人で 20%前後を占めるにすぎない（1851 年）。

⁸⁷ [久保田 2001、368-369 頁；ハルトウング 1980、311 頁]。

ムスリム	1.20%
ルーマニア人	6.40%
イタリア人	2.00%

4. アウスグライヒ体制下の軍制と財政

プロイセンとの戦争に再び敗れたハプスブルク帝国は、軍隊の立て直しと国内の民族問題に対処するために、1867年にかねてより自治を要求していたハンガリー人に譲歩し、皇帝フランツ＝ヨーゼフ1世（1830-1916年）がハンガリー王を兼ねることで、ドイツ人とハンガリー人の間に「妥協」（ドイツ語で「アウスグライヒ」）が成立した（【図1】）⁸⁸。

【図1】アウスグライヒ体制期のハプスブルク帝国

[小沢 1999、221 頁]。



このアウスグライヒ体制は帝国国制の根本原理であり、その複雑な構造は軍制と軍事財政の仕組みにも影響を及ぼさざるを得なかった。まず帝国の軍隊として新たに、オーストリア国防軍とハンガリー国防軍（20万人）、共通陸海軍（80万人）が創設された⁸⁹。両国防軍は各政府の管轄下に置かれた一方、共通軍を統轄したのは共通陸相と共通蔵相であり、両者は皇帝兼国王に対し直接かつ別個に責任を負っていた（【図2】）⁹⁰。このような軍事業務の

⁸⁸ [岩崎 2017、297 頁]。アウスグライヒ体制期のハプスブルク帝国のうち、オーストリア部分は公式には「帝国議会に代表を送る諸王国・諸領邦」と呼ばれた。なお、通称として、オーストリアとハンガリーの間を流れるライタ川を境に、オーストリアを「ライタ以西」、ハンガリーを「ライタ以东」と表記することもある [大津留 1998、309 頁；シュタットミュラー 1989、172-173 頁]。

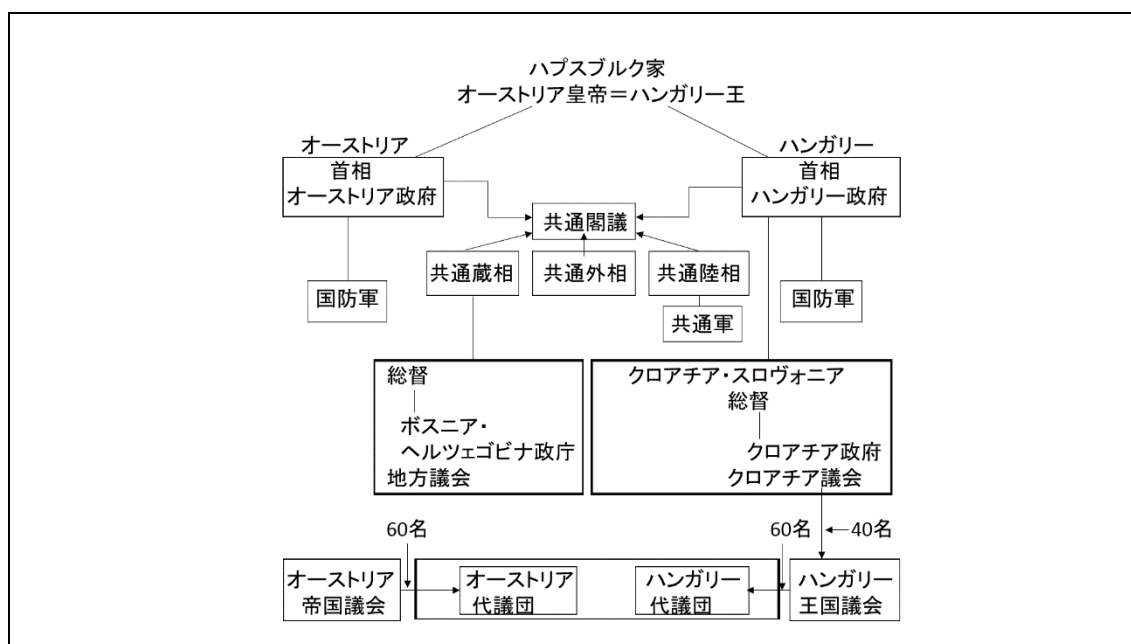
⁸⁹ [大津留 2007、68-69 頁]。

⁹⁰ [大津留 1998、309 頁；大津留 2007、69 頁；大津留・水野・河野・岩崎 2013、146-147 頁；

棲み分けを反映して、両国防軍それぞれに関わる案件は両国の立法機関の管轄領域に属し、共通軍の業務内容については両国議会議員から構成される代表団会議（共通議会）に委託された⁹¹。共通軍と両国防軍の軍事予算も各蔵相の管轄領域になった。こうしたことから、ハプスブルク帝国の軍事と財政はヨーゼフ 2 世以来の中央集権体制から分権体制へ移行したと言える⁹²。

【図 2】アウスグライヒ体制期の統治構造

[大津留 1998、310 頁] をもとに作成。



では、こうした軍事制度が帝国の国民社会に対して、どのような統合機能を持っていたのか。ここでは、軍の主力に相当する共通陸軍の歩兵連隊をみてみよう。

歩兵連隊の兵員は主に、自身の出身地に設置された徴兵区から編成された。したがって徴兵区の民族構成が、そのまま連隊のそれに反映されることになった。連隊内で使用される言語には命令用の言語である「指揮語」、軍務で使用する「服務語」、各民族言語である「連隊語」の三つがあった。前二者はドイツ語と規定されたが、憲法第 19 条⁹³との関係から、一つの連隊で 20%以上の兵士が使用する言語は「連隊語」として扱わねばならなかった⁹⁴。こう

小沢 1994、75 頁；シュタットミュラー1989、171 頁；ハルトウング 1980、331 頁；南塚 2012、66-67 頁。

⁹¹ [武藤 1998、50 頁]。徴兵、兵役期間、軍の給養がオーストリアとハンガリーそれぞれの立法機関の専決事項とされたのは、このためである [大津留 1998、310 頁]。

⁹² [小沢 1994、82-83 頁]。

⁹³ 本章冒頭を参照。

⁹⁴ [大津留 2007、70-71 頁]。例えば、共通陸軍歩兵第 62 連隊の主要構成民族は、ハンガリー系兵士（47%）とルーマニア系兵士（46%）であったため、「連隊語」はハンガリー語とルーマニ

した言語政策のおかげで、兵士は軍隊用のドイツ語（約 80 単語）を覚えれば母語で訓練を受け、軍隊生活を送ることが可能になった。

そういうわけで、帝国の軍隊、とりわけ共通軍は帝国の統合にとって極めて重要な装置であった。このことは、共通予算に占める軍事費の高さによく表れている。1868 年の共通予算をみると、総額 1 億 750 万グルデンのうち共通軍の予算（1 億 303 万グルデン）が全体のほとんどを占めていた⁹⁵。もっとも、こうした予算面での優遇にもかかわらず、帝国の年間徴兵数は 11 万人前後に留まり、ヨーロッパ列強の 4 割程度であった⁹⁶。そればかりか、徴兵数の増加を盛り込んだ 1896 年の軍制改革案も、共通蔵相や両国首相の反対により 1912 年まで実現しなかった⁹⁷。それゆえ、戦争が勃発した場合、皇帝、共通閣議、共通議会、両首相、両議会の一致があって初めて帝国の軍隊はよく機能することになったが、このような複雑な構造は帝国の「アキレス腱」にもなったのである⁹⁸。

5. 小括

これまでみてきたようにハプスブルク帝国は、軍制や財政に限っても清朝やオスマン帝国と共通の問題を抱えていた。その一方で、これら三国では難局への対応に若干の相違がみられた。特に清朝については軍の分権化から集権化という点で、ハプスブルクとは真逆の「あがき」のコースを辿った。その意味でハプスブルク帝国は、伝統勢力を排除して中央政府の指揮下に軍隊を置いたオスマン帝国と通じるころがあった。

その反面、清朝とオスマンは近代的な財政制度を確立することに失敗したため、軍制改革も中途半端な形で終わった。この点がハプスブルクとの決定的な違いと言える。早い段階でヨーロッパ経済市場に組み込まれたハプスブルク帝国は、軍制・行財政改革を貫徹することができたのである⁹⁹。いま一つの相違点として、国内の諸民族のいずれもが多数派を構成できず、そのため内政上の安定も民族間の微妙な均衡に依存するハプスブルク帝国特有の多民族性がある。それゆえ帝国の「あがき」は、一方で、地方勢力の介入を排した軍制と財政の集権化（第 1 段階）であり、他方で、国民社会の形成を押し留められない中での集権化の緩和＝アウスグライヒ（第 2 段階）というハプスブルク独自の近代化となりえたのである。

ア語とされた。

⁹⁵ [大津留 1998、312 頁]。

⁹⁶ [岩崎 2017、320 頁]。

⁹⁷ [大津留 2007、77-78 頁]。

⁹⁸ [武藤 1998、50 頁]。

⁹⁹ そのため、オスマン債務管理委員会への参画（第 2 章を参照）や、1900 年の義和団事件における共同出兵とその結果としての天津租界の獲得に象徴されるように、ハプスブルク帝国はオスマン帝国や清朝に対しては、欧米列強や日本の側に立って行動した。

第4章 近代世界における日本の軍制改革の道程と清朝への影響

本章では、清朝が「あがき」をみせるのと同じ時期の日本の在り方を検討する。それにより、清朝の近代化改革を相対化することを目的とする。

日本と清朝は非常に近接した国家であったため、相互に影響し合う必然性があった。西洋での武器の登場・変容を伴う改革の必要性に危機に直面した両国は、それぞれ近代化に向けた改革に着手し、その後日清戦争で対峙する。さらに、戦後の清朝では、日本の近代化改革をモデルにした動きがみられた。これらのことから、清朝の近代化を相対化する上で日本の検討は必要不可欠である。日清戦争を経て、清朝と日本は全く異なる道を歩むことになるが、そこにはどのような要因があったのか、軍制やそれに関わる財政の視点から検討したい。

1. 幕末の軍制—軍事革命の波及と軍制の見直し—

19世紀のヨーロッパでは、銃の改良に伴う軍隊の在り方の根本的変容がなされた¹⁰⁰。この変容が日本にも波及し、封建制身分秩序を揺るがす軍制改革が必至となっていく。

当時の幕府の軍事機構は、軍役として大名・旗本から徴集する軍隊と幕府直属の番方と呼ばれる常備軍で構成されていた。日本近世は、戦闘員である武士身分が行政部門を含めた国家権力の担い手となり、戦争遂行体制が社会全体の編成を規定しており、欧米列強の東アジア進出は、この封建社会に強烈な民族的危機感を生じさせた¹⁰¹。そして、封建制の下での軍役奉仕が中心で西洋式の集団戦法に不適であったことや、鎖国と国内治安の長期的安定により統制が弛み、軍事力が低下していたことなどを背景に、外圧に抵抗しうる近代的軍隊の創出を課題とする改革が始まった。

安政の軍制改革（1854-59年）は、ペリー来航を契機とし、西洋砲術普及のための講武所の建設などが行われた。文久の軍制改革（1862年）では、幕府の直属軍の建設が目標とされ、従来の軍事機構の役職の外部に歩・騎・砲の3兵からなる陸軍を設置し、旗本御家人から軍役として兵部を徴発し、歩兵として使役する仕組みが作られた。慶応の軍制改革（1866年）では、旧来の軍事組織の改廃が目標とされ、番方組織の大幅な淘汰や、軍役の増徴及び旗本御家人の軍役の金納化、講武所を陸軍所へ移管し西欧の軍事技術の伝習の本格的な開始などが行われた¹⁰²。

このように、幕末の軍事改革は西欧から新たに伝来した高性能の銃とそれを用いた戦法の採用という形で始まったが、ついには軍事機構全体の再編あるいは新軍事組織の編成を

¹⁰⁰ 従来の円弾に代えて椎の実弾を用い、銃腔にライフルを刻んだ施条銃は射程と命中精度を飛躍的に伸ばした。これが軍隊に採用されると、散開して敵を遠距離から狙い撃つ散兵方式など、戦術上も大きな変化を生んだ。さらにこれまでは少なくとも上半身が立った姿勢で装填する必要があったが、低い姿勢でしかも迅速に弾丸をこめることが可能になった。これらの改良は小銃に限らず、大砲についても同様であった [保谷（熊澤）1993、121-122頁]。

¹⁰¹ [保谷（熊澤）1993、119頁]。

¹⁰² [保谷（熊澤）1993、120-155頁；宮崎1981、131-137頁]。

幕府や諸藩に迫ることとなり、従来の軍事担当者である武士の在り方に動揺を与えた¹⁰³。

2. 明治の軍制—全国徴兵制の実現と統制方法—

明治維新（1868年）を画期として、諸藩軍事力の解体と中央軍事力の創出が課題とされた。戊辰戦争（1868-69年）後には、戦争による軍事費の支出が各藩の財政を極度に窮乏させ、藩体制の維持が困難になったため、版籍奉還へと向かった。

その後、諸藩の弱化により、藩体制の解体、藩兵力の縮小ないしは整理・統一の可能性が生まれた。そして、常備編隊規則（1870年2月）、徴兵制規則（同年11月）が制定され、旧武士層だけでなく農工商人民からも募兵するという身分制改革を内包する軍隊の創出が目指された¹⁰⁴。廃藩置県（1871年）では、兵制統一を困難にしていた藩制度と藩兵の存在、中央権力の基盤の弱さなどの問題を解決することができ、ついに1873年1月に徴兵制が公布された。これは、士族中心の志願制度を排し、国民皆兵を建前としていた。そしてその根拠は、王政復古の精神にもとづく古代兵制への復帰という形を取りながら、実質は欧米の近代的軍制にモデルを求めるというものであった¹⁰⁵。また、同時に進められた地租改正により、近代的土地所有制度の確立と財政の安定化が目指された。改正当初は収入の8割を地租が占め、その後所得税や様々な間接税の割合が増加するも地租は政府の重要な財源であり続けた。財源の確保は軍隊の編成にも大きく影響した。

徴兵制成立後も軍隊の主な任務は士族反乱や農民一揆の鎮圧で、治安警察軍的性格を脱していなかった。しかし、西南戦争（1877年）を経て、政府は直属軍事力の特徴を対外戦争の遂行を第一義的な任務としたものに転換しようとする。陸軍省を参謀本部から独立させ、統帥権独立の第一歩としたことや、戦時における動員体制の整備・強化がなされたことなどが挙げられる。ただし、内治優先であったことや財政の限界などにより、この時点では軍事力の完全な転換には到達しなかった。この時政府は、西南戦争の戦費調達と、物価騰貴による地租収入の半減とを原因とする財政危機に陥っていたのである¹⁰⁶。

その後、壬午軍乱（1882年）、甲申事変（1884年）を経て、対清軍備の劣勢を痛感した結果、対清戦争を想定した本格的な外征軍の建設へと向かうことになる¹⁰⁷。その際、軍備の量

¹⁰³ [宮崎 1981、129 頁]。このほか、幕末には雄藩の軍事改革も進んだ。長州藩の軍事組織「諸隊」などがその中心であるが、最新式の火器の導入による大規模な銃隊編成と伝統的な家臣秩序にもとづく部隊編成の見直しは多くの藩で追及された。幕末期の軍事力の強化は、主に、藩ごとに商業活動を行う場である「封建商社」を創設し、各地の特産物を輸出して軍艦・商船・大砲・小銃を西洋から購入し、それをもって藩の軍事力を充実させ幕府や他藩に対抗するというように行われた。そして、これを実行できた藩が実際に討幕勢力となり、明治政府の中枢に据わることになる [坂野・大野 2010、25 頁]。

¹⁰⁴ 初めて全国徴兵制論を掲げた兵部大輔大村益次郎は、士官養成機関の整備などを行うが反対派により暗殺された。この時、再び模索された全国徴兵制で中心となったのは、陸軍大輔山県有朋であった。そこには徴兵制は大量の軍隊を可能にする唯一の道であるとの認識があった。

¹⁰⁵ [由井 1989、423-452 頁]。

¹⁰⁶ [坂野 2012、159-166 頁]。7カ月に及ぶ西南戦争の政府側の戦費は約4100万円にのぼり、それを捻出するために4200万円余の不換紙幣を発行した。また、工業品を輸入に頼っていた当時の日本では、赤字公債の発行にあたる不換紙幣の発行は国際収支を悪化させた。

¹⁰⁷ 酒造税・煙草税などの増税による年間750万円の増収によって軍事拡大予算を支出しようし、

的な拡大に留まらず、軍事戦略の転換や、師団制への改編による兵力強化といった軍事力編成の転換がなされた。その後、3度にわたる徴兵制の改正（1879、83、89年）により、免役や猶予に制限を加え、「国民皆兵」の徴兵制が確立していくことになる¹⁰⁸。

財政面では、松方正義による緊縮財政（松方デフレ、1882-86年）が行われ¹⁰⁹、同時に軍事費の拡大も進行した¹¹⁰。松方デフレの下では、租税収入の停滞により、歳出を抑制する健全財政路線を追求したため、財政諸政策の中で軍拡政策が特に主軸的な意義を持っていた、あるいは排他的に優先されていたということはないが、その過程で陸海軍の軍拡は一定程度ながら着実に進んでいく¹¹¹。

ここで、統制の問題について触れておきたい。ヨーロッパの兵制は封建的な騎士軍隊の没落から、封建諸侯の傭兵軍・市民革命の防衛にあたる国民軍という中間段階を経て、近代徴兵制軍隊へと発展した。その一方で、日本は封建武士団の段階で、中間段階を欠いたまま、ヨーロッパ先進諸国の兵制をモデルにした徴兵制を導入した¹¹²。これにより、強制的に軍隊に徴集された一般民衆が軍紀に容易には服従しないという状況が起こった。加えて、軍隊の階級と武士の身分の上下が合致しない混乱、百姓町人身分出身の兵士らとの相互間の摩擦、出身藩の違いによる対立などの混乱もあった。これに対し、軍当局は厳しい規律と罰則を設けることで対処した。軍人勅諭（1882年）でも、天皇への忠誠と絶対服従を要求した。さらには、より忠実な兵士獲得のため天皇崇拜の観念を徹底させ、忠君愛国の思想を浸透させるため、公教育や国民教化に軍が介入していくことになる。

3. 日清戦争—帝国主義国家の形成—

日清戦争では、兵制、作戦計画、装備、兵員の質や士気の面で日本軍は清朝軍を圧倒的に凌駕していた。日本の師団制に対し、清朝軍は巨大な兵力を持つ陸軍と新鋭巨艦で固めた海軍を擁していたが実質が伴わなかった。陸軍の兵員数は日本の3倍強、海軍も隻数、トン数ともに日本をはるかにしのいでいたが、広大な領土に散在する清朝軍は指揮系統が不統一

陸軍と海軍が競い合って予算獲得に励んだが、租税収入は想定通りでも困難が予想された。松方デフレが深刻化して租税収入（特に酒造税・煙草税などの税収）が落ち込むと、予算編成は難航した [大谷 2014、26 頁]。

¹⁰⁸ [由井・藤原・吉田 1989、452-469 頁]。

¹⁰⁹ [坂野 2012、178-180・209 頁]。不換紙幣を消却して得た財源を殖産興業に再投入した前大隈重信財政とは異なり、再投入しないで歳出を固定化し、余剰分を金貨や銀貨で政府に蓄積した。それにより前者では紙幣流通量が減らないため、物価騰貴は止まってもその下落は起こらなかったが、後者では物価の下落を図ることができた。松方財政により、紙幣整理を継続し、円の国際的評価を回復することで低利の公債を発行することができ、軍拡も可能になった。

¹¹⁰ 一般会計における陸海軍費（狭義の軍事費）決算額の割合は20%を超え、その後着実に増加して日清戦争前には30%程度にまで上昇していく。

¹¹¹ 松方財政による不況は、ほぼ同時期に世界で起こっていた「大不況」と密接な関わりを持っていた。この中でフランスのリヨン生糸取引所で生糸価格が大暴落した（1882年）。これは日本の製糸業全体に影響を与えたが、産地ごとに衝撃度合いが異なった。フランス向け生糸を生産していた埼玉県秩父地方には大きな痛手となり、自由民権運動の担い手であった豪農層の没落が始まった。一方、「大不況」下の世界的な銀価格の低迷は日本の輸出を伸ばす原因となり、松方デフレからの回復、産業革命の始まりを促すことになった。

¹¹² [由井・藤原・吉田 1989、473 頁・477-488 頁]。

なほか、装備は新式から旧式まで種々雑多で、銃の統一がなされていた日本とは異なっていた¹¹³。西洋式に近代化し、教育されていた日本軍に比べ、清朝軍は近代的に編成された部隊と前近代的な軍隊とが混在し、軍事教育もほとんど行われていなかった。そのため、組織的で大規模な戦闘においては日本軍が優勢であった。ただし、同時期の世界レベルで見れば、また日本軍がその後質量ともに拡大することと比較すれば、日本軍は「近代的軍事力」とは言えない¹¹⁴。その意味で、日本の戦勝はその「近代的軍事力」の強大さというよりは、主として清朝側の封建権力の腐敗とそこからくる軍事上の欠陥によってもたらされたと言わなければならない。

日清戦争での勝利により、清朝から賠償金2億両ならびに遼東半島還付代償金3000万両を獲得した日本は、そのほとんどを軍事費に投入した。増大した軍事費は1898年には歳出の過半を超えるほどに急拡大していく。また、賠償金による正貨保有は、金本位制移行(1897年)を可能にした。これにより、日本は軍備の恒常的な増強の資金となる外資を導入できるようになり、資本主義の土台を作り、長期的な軍拡の見通しを立てることに成功した。また、清朝に台湾と澎湖列島を割譲させたことで、アジアで初めて植民地を持つ国となり、天皇制の下に強大な軍事力の建設を指向する国家としてその後急速な発展を遂げていく¹¹⁵。

4. 日本をモデルにする清朝

日清戦後の清朝では、日本をモデルにした改革運動(変法運動¹¹⁶)が起こった。光緒帝の信任を得た康有為は、明治維新を高く評価し、日本に学ぶべきと力説した。具体的には富国、養民、教民、官制、外交、そして議会に通じる「議郎」を提案し、日本式の立憲君主政体の採用を主張した¹¹⁷。

¹¹³ [白井1997、163-168頁]。日清戦争での勝敗を分けた原因としては[坂野・大野2010、209頁]の「ハドソンの古典的研究」も注目し得る。また、海軍は全体の軍事力で比較すると清朝軍が優勢であったが、清朝軍のうち日清戦争に参加したのは北洋水師と広東水師の一部に限られていた[大谷2014、239-242頁]。清朝側が戦争により多くの兵力を投入できなかったことも指揮系統の不統一によるものと言えるだろう。なお、北洋水師に同時期予算が十分充当されなかったという説があるが、真偽不明であることが指摘されている[川島2010、6-7頁]。

¹¹⁴ [井口2000、85頁]。

¹¹⁵ 帝国日本では、軍隊は天皇のものであるということがますます強調された。軍部の主張は天皇の権威を背景にして貫徹され、緊急事態でも軍隊は国民を守らなかった。さらに、統帥権の独立も次第にエスカレートし、統帥と国務の分裂、ひいては軍隊の政治支配に行きついた。天皇の軍隊としての出発は天皇制軍国主義の温床となり、破局に至る戦争とその中の悲劇を生み出していった。さらに、徴兵制の採用時の矛盾は、軍隊が公教育や国民教化に介入することを許した。自発的な愛国心を期待できない兵士をかり集めたことで厳正な軍紀に頼るほかなくなり、兵士の人権と自由を無視した罰則、兵士間の私的制裁なども生み出した[由井・藤原・吉田1989、495-502頁]。これらは軍隊創設期から日本が軍事機構の中に内包していた問題と言えるだろう。こうした長期的スパンで見れば、日清戦争で勝利した日本軍にも、(近代軍にも関わらず、あるいは近代軍ならではとすべきか)構造的欠陥があったことを指摘できる。

¹¹⁶ 変法とは旧い法(制度)を変通(その時々々の必要性への適応)することを指す。[川島2010、27頁]。

¹¹⁷ [川島2010、28頁]。康有為は具体的な政策として、①維新の実行を宣言し、基本方針を定める(明治維新における五カ条の御誓文に相当)、②制度局を設け、参議を任命して改革の中央機関とする(王政復古の大号令、三職設置に相当)、③待詔所を設け、人材を登用する(政府の

また、20世紀初頭には数千人から1万人近くの留学生が清朝から日本に渡り、政治や軍事のリーダー以外にも様々な人が学んだ¹¹⁸。軍に着目すると、新政期の人材養成において、日本との協定にもとづいて、選抜された人員を毎年数十名日本に送り出し、各連隊での訓練を経て陸軍士官学校にて学ばせた。留学は近代の雛型を留学生たちに植え付ける場であった。物事を考え、判断する引照基準が日本で育まれたのである¹¹⁹。

しかし、日本をモデルとした西洋的な制度の導入、近代国家形成に向けた改革は、伝統的な文化や価値観を奉じる基層社会との乖離を生むことになった¹²⁰。

5. 小括

日本は、中央集権的な軍事力を創出する際に、既存の軍隊、特権階級の解体に注力した。そして、天皇の権威を利用して民衆を統率し、主従関係にもとづかない近代的な軍隊を創出した。この点で私兵的要素のある前近代的な軍隊を保持した清朝とは異なる。この軍隊の在り方の違いは、日清戦争での勝敗だけでなく、その後の国家の明暗も分けることになった。しかし、天皇の下に軍隊を編成することで生じた統制の問題や、それに由来する構造的欠陥は否定できない。また、軍隊編成までの過程には、帝国の「あがき」とは異なる形ではあるが、様々な内外の混乱が生じており、これを無視することはできない。そのため、日本が多民族性の薄い国家であるがゆえに中央集権化を伴う近代化改革が成功したと安易に捉えることはできない。

また、日本は日清戦争後に帝国へ向かう動きを加速させていくが、そこには賠償金による軍拡資金の獲得と金本位制の確立が重大な要因となっていた。その点で、国家の在り方やその変容には軍隊の編成と財政との連関が顕著にみられたことが指摘できる。

さらに日清戦争後の清朝では、日本をモデルにした改革運動が進められるが挫折する¹²¹。清朝は日本とは異なり、多民族性を持った国家であり、かつ多元性を維持することで帝国の延命をしてきた。こうした国家レベルの差異を考慮すると、改革の失敗は当然と言わざるを得ない。

諮問に応じた議事機関であった集議院に相当) ことを求めた [菊池 2005、103 頁]。

¹¹⁸ [川島 2010、69 頁]。留学を主に推奨したのは張之洞であった。地理的に近いこと、経費が少なく済むこと、日本語が中国語に近いこと、そして膨大な西洋の知識について、日本のフィルターを通して摂取したものを吸収することが清朝としては望ましいと考えていた。

¹¹⁹ [川島 2010、97 頁]。蒋介石も、以後、公園を見れば上野公園と比べ、新潟県高田での軍隊生活で習慣化した生活スタイルを一生保ったように、この時代に日本的近代を全身で享受した人物の一人であった。

¹²⁰ [佐川、杉山 2020、210 頁]。

¹²¹ [岡本 2020、160 頁]。その後も政体・制度の西洋化、中央集権の国家体制を実現することを目標とするこうした動きは続いた。しかしどれも容易には進まなかった。

おわりに

1. 清朝の「あがき」とその独自性

これまでの分析結果をまとめると以下ようになる。

まず軍制について、オスマン帝国、ハプスブルク帝国、および日本は近代化改革を経て武装のみならず組織・規律ともに近代的な軍制を整えていった。これに対し、清朝は「洋務」による武装の近代化は進んだが組織面などにおいては充実せず、光緒新政期に軍制改革に取り組むものの、結果として袁世凱の軍、軍閥の軍、党の軍といったように一定の私兵性を持ち、これが現在の軍の源流にもなっている¹²²。

また、帝国内の被支配者側の有力者にある程度の裁量を与えるという多元性を重視した清朝とハプスブルク帝国は、帝国の領土を保全できた。しかし、この両帝国の決定的な違いは、前者は帝国崩壊後も旧来の帝国の領土をほぼ維持できた一方で、後者は帝国崩壊後に旧来の帝国の領土の大半を失ったことである。これは前者において、帝国内の漢人知識人によって諸民族を含む形での「中国」意識が創造されたことが、大きな理由の一つになっていると言える¹²³。一方で後者は、帝国内の諸民族がそれぞれ民族主義を志向したことから、第一次大戦後はいくつもの国民国家へと分裂した。そしてオスマン帝国は中央集権化した「財政軍事国家」への転換を試みたものの、一連の戦争による敗北と領土の喪失、財政破綻に加えて、帝国内での複数の思想の錯綜と統治政策の転換も相まって、帝国の軍制改革は不十分に終わり、旧帝国領域は大幅に縮小した。

その一方で、日清戦争の結果が示すように、近世的な軍隊の欠陥を露呈した清朝の軍隊は、日本の近代的な軍隊に敵わなかった。そのため清朝は日本をモデルに一気に中央集権化を目指す。これは清朝が統治政策の前提としていた地方分権化に完全に逆行した急進的な改革であり、政治や社会の仕組みに多大な負担をかけ、かえって大きな混乱を招き¹²⁴、帝国そのものの滅亡へと向かった。

次に財政について触れる。オスマン帝国やハプスブルク帝国、日本では財政の中央集権化が試みられた。一方で、清朝は中央政府の財政の機能不全への対応策として財政権を地方に持たせ、新たな財源を設定するなどによって各地方の財政が確立し、地方督撫の軍隊が形成されるという特徴を有した。このことは内乱の鎮圧に寄与した一方で、各地方に権限を持たせるのは諸刃の剣でもあった。各地方を統率できるような絶対的な権力を中央政府が持たない状況下では、「社会の軍事化」が維持されている地方の統率がとれなくなり、その結果が20世紀前半の軍閥割拠と言える。

ただし、日清戦後の清朝は多大な賠償金の支払いを強いられ、借款に依拠した苦しい財政状況下に置かれた。この点で清朝はオスマン帝国の財政的苦境と通じるところがあると言

¹²² 中国における軍の私兵性の系譜については〔澁谷 2017〕などですでに指摘されている。

¹²³ 「中国」意識の創造については〔渡辺 2019〕の「はじめに」ほか、〔岡本 2020、161-163 頁；小野寺 2017〕などを参照。

¹²⁴ 〔羽田 2018、229-232 頁〕。

える。

2. 教育現場への還元

最後に、以上のような分析を新学習指導要領へと転換する際に教育現場にどのように還元するかについて次の3点を挙げる。

一つ目は近代化へのコースについて、多面的な視点を提供できる点である。歴史には「複数のコース」があり、近代化を目指した前近代の諸国家の辿ったコースとその結果は多様である。その意味で、教科書の記述は歴史のコースの一側面であり、著書や本論文で示したように別の角度で見ると、新しい見方ができる。例えば、近世帝国の最終的な結末は「帝国の崩壊」であるが、上記のように清朝とハプスブルク帝国は多元性を認めたことで帝国の領土を保全した。特にハプスブルク帝国は第一次大戦で敗戦するまで日本とともに列強の一員として国際政治の舞台に残り続けた。近世以来の国家が滅亡せずに列強の仲間入りを果たしたことは、特段日本に固有の現象だったわけではないのである¹²⁵。

二つ目は、前近代までの帝国という視点を提供できる点である。本論文によって帝国や国民国家の特徴・相違点が明確になり、両者の相対化および近代国家との関係を扱う学習テーマに向けた教材の提供が可能となる。その際の好材料が日本とハプスブルク帝国である。日本は後発先進国ながら、20世紀初頭には列強の一員になるという近代の帝国への発展過程を如実に示している。だが、近代国家は必ずしも自明的に国民国家と同義ではないことは、ハプスブルク帝国の事例からも明らかである。その意味で本論文によって、西欧的近代化や国民国家を理想ないし規範とする見方に対する批判的視点を涵養することも期待できる。

三つ目は一定の文化圏や文明世界に視野を限定せず、世界中の諸国家・諸地域を比較検討する試みの一例として、本論文は高校日本史や世界史の教科書・資料集に「グループ学習」や「コラム」としてワークシートの掲載を提言できる¹²⁶。このような比較史の面白さ・難しさを高校生の段階で味わうことは、歴史研究に限らず広い視野で物事を見るための能力を涵養することに繋がるであろう。

¹²⁵ 明治以降の日本のように、国家間の法的平等・相互不干渉を原理とする国際秩序（＝主権国家体制）の中にありながら、経済的・軍事的優位によって異なる民族や政治社会に介入して統治・制御する近代の帝国は、しばしば「国民帝国」と呼ばれる。この帝国は、国民国家を中核としつつ、資本と軍事力によって領域を拡大するが、その際獲得した領域は自らとは異なる政治社会として「外部化」される一方、自らの主権領域としては「内部化」される。山室信一は近代の帝国を、「主権国家体系の下で国民国家の形態を採る本国と異民族・遠隔支配地域から成る複数の政治空間を統合していく統治形態」と定義し、それを国民帝国として提起している。そこでは国民帝国に相当するものとして、イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア、日本が挙げられている。なお、ハプスブルク帝国は国民帝国に該当しないが、しばしば欧米列強の一員として行動していることから、これら列強の範疇に含めるのが妥当であろう。国民帝国については〔山室 2003〕を参照。

¹²⁶ 本論文末尾の「資料 世界史探究 章末コラム・特集として（高校2-3年世界史探究を想定）」を参照されたい。

参考文献

はじめに

池田嘉郎

- 2012 「帝国、国民国家、そして共和制の帝国」『クアドランテ：四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』14、81-99 頁。

大阪大学歴史教育研究会（編）

- 2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。

岡本隆司

- 2020 『シリーズ中国の歴史⑤ 「中国」の形成 現代への展望』岩波書店。

杉山清彦

- 2015 『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会。

- 2015 「二つの新興軍事政権—大清帝国と徳川幕府」清水光明（編）『「近世化」論と日本—「東アジア」の捉え方をめぐって』勉誠出版、41-55 頁。

杉山正明

- 2003 「帝国史の脈絡—歴史のなかのモデル化にむけて」山本有造（編）『帝国の研究』名古屋大学出版、31-85 頁。

鈴木董

- 1993 『オスマン帝国の権力とエリート』東京大学出版会。

豊見山和行

- 2010 「敗者の戦略としての琉球外交—「唐・大和の御取合」を飼い慣らす—」『史苑』70-2、32-47 頁。

羽田正

- 2018 『グローバル化と世界史』東京大学出版会。

平川新

- 2008 『開国への道』小学館。

第1章

Philip, A. Kuhn

- 1970 *Rebellion and its enemies in late imperial China : militarization and social structure, 1796-1864*, Harvard University Press.

岩井茂樹

- 2004 『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会。

太田出

- 2015 『中国近世の罪と罰 犯罪・警察・監獄の社会史』名古屋大学出版会。

岡本隆司

- 2011 『李鴻章—東アジアの近代』岩波書店。

- 2013 『中国近代史』筑摩書房。
2015 『袁世凱—現代中国の出発』岩波書店。
2017 『清朝の興亡と中華のゆくえ—朝鮮出兵から日露戦争へ』講談社。
2020 『シリーズ中国の歴史⑤ 「中国」の形成 現代への展望』岩波書店。

岡本隆司（編）

- 2013 『中国経済史』名古屋大学出版会。

岡本隆司・箱田恵子（編）

- 2019 『ハンドブック 近代中国外交史 明清交替から満洲事変まで』ミネルヴァ書房。

川島真

- 2010 『シリーズ中国近現代史② 近代国家への模索 1894-1925』岩波書店。

佐川英治・杉山清彦（編）

- 2020 『中国と東部ユーラシアの歴史』放送大学教育振興会。

澁谷由里

- 2017 『〈軍〉の中国史』講談社。

清水稔

- 2021 『世界史リブレット人 71 曾国藩』山川出版社。

杉山清彦

- 2009 「マンジュ国から大清帝国へ」岡田英弘（編）『清朝とは何か』藤原書店、74-91 頁。

- 2015 『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会。

- 2021 「複合国家として的大清帝国—マンジュ（満洲）による集塊とその構造—」『歴史学研究』No.1007、148-156 頁。

根無新太郎

- 2015 「一八六〇年代における神機營について：清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察」『史林』98-4、620-648 頁。

濱下武志

- 1989 『中国近代経済史研究 清末海関財政と開港市場圏』東京大学東洋文化研究所。

村上信明

- 2007 『清朝の蒙古旗人 その実像と帝国統治における役割』風響社。

第2章

小笠原弘幸

- 2017 『オスマン帝国—繁栄と滅亡の600年史』中央公論社。

岡野内正

- 1985 「自由貿易体制下におけるオスマン帝国財政の覚書」『経済学論叢』35-4、51-65 頁。

鈴木董

- 1992 『オスマン帝国—イスラム世界の「柔らかい専制」—』講談社。

- 1993 『オスマン帝国の権力とエリート』東京大学出版会。

- 1997 『オスマン帝国とイスラム世界』東京大学出版会。
永田雄三
2002 「オスマン帝国の改革」永田雄三（編）『世界各国史 9 西アジア史 II』山川出版社、281-327 頁。
永田雄三・加賀谷寛・勝藤猛
1982 『世界現代史 11 中東現代史 I』山川出版社。
林佳世子
2016 『オスマン帝国 500 年の平和（興亡の世界史 16）』講談社（原著 2008）。
フェイス、ハーバート（柴田匡平訳）
1992 『帝国主義外交と国際金融 1870 - 1914』筑摩書房（原著 1930）
ブリュア、ジョン（大久保桂子訳）
2003 『財政＝軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会。

第 3 章

- 岩崎周一
2017 『ハプスブルク帝国』講談社。
大阪大学歴史教育研究会（編）
2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。
小沢弘明
1994 「ハプスブルク帝国末期の民族・国民・国家」歴史学研究会（編）『国民国家を問う』青木書店、70-86 頁。
1999 「二重制の時代」南塚信吾（編）『世界各国史 19 ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社、218-257 頁。
大津留厚
1998 「ハプスブルク帝国—アウスグライヒ体制の論理・構造・展開」木村凌二ほか（編）『岩波講座 世界歴史 5 帝国と支配』岩波書店、297-320 頁。
2007 『ハプスブルクの実験—多文化共存を目指して』春風社。
2021 『さまよえるハプスブルク—捕虜たちが見た帝国の崩壊』岩波書店。
大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一（編）
2013 『ハプスブルク史研究入門』昭和堂。
久保田正志
2001 『ハプスブルク家かく戦えり—ヨーロッパ軍事史の一断面』錦正社。
ケーニヒスパーガー、H・G
2016 「複合国家・代表議会・アメリカ革命」古谷大輔・近藤和彦（編）『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、26-54 頁。
阪口修平
1996 「プロイセン絶対主義」成瀬治・山田欣吾・木村靖二（編）『世界歴史大系 ドイ

- ツ史2』山川出版社、45-104頁。
- シュタットミュラー、ゲオルク（矢田俊隆・丹後杏一訳）
1989 『ハプスブルク帝国史』刀水書房。
- 丹後杏一
1997 『ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義』多賀出版。
- 戸谷浩
2012 「帝国の南辺が作られる—軍政国境地帯の性格の転換と近代」篠原琢・中澤達哉（編）
『ハプスブルク帝国政治文化史—継承される正統性』昭和堂、137-159頁。
- ハルトゥング、フリッツ（成瀬治・坂井栄八郎訳）
1980 『ドイツ国制史』岩波書店。
- 南塚信吾
2012 「ハプスブルク帝国と帝国主義—「二州併合」から考える」木畑洋一・南塚信吾・
加納格（編）『帝国と帝国主義』有志舎、56-161頁。
- 武藤真也子
1998 「ハプスブルク帝国における二重性の形成と軍制再編—1868年の兵役法制定」『東
欧史研究』20、45-64頁。

第4章

- 井口和起
2000 『日本帝国主義の形成と東アジア』名著刊行会。
- 池田憲隆
2011 「松方財政から軍拡財政へ」明治維新史学会（編）『講座明治維新3—立憲制と帝国
への道—』有志舎、87-112頁。
- 井上勝生
2012 『幕末・維新—シリーズ日本近現代史①』岩波書店。
- 大阪大学歴史教育研究会（編）
2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。
- 大谷正
2014 『日清戦争—近代日本初の対外戦争の実像』中央公論新社。
- 岡本隆司
2011 『李鴻章—東アジアの近代』岩波書店。
2017 『東アジアの近現代史第1巻—清朝の興亡と中華のゆくえ』講談社。
2020 『シリーズ中国の歴史⑤—「中国」の形成—現代への展望』岩波新書。
- 加藤陽子
2019 『天皇と軍隊の近代史』勁草書房。
- 川島真
2010 『シリーズ中国近現代史②—近代国家への模索 1894-1925』岩波書店。

菊池秀明

2021 『中国の歴史 10 ラストエンペラーと近代中国』講談社学術文庫。

小林道彦

2020 『近代日本と軍部—1868-1945—』講談社。

佐川英治・杉山清彦

2020 『中国と東部ユーラシアの歴史』放送大学出版会。

白井久也

1997 『明治国家と日清戦争』社会評論社。

鈴木淳

2014 「官僚制と軍隊」吉田裕ほか（編）『岩波講座日本歴史 第15巻 近現代1』岩波書店、205-240頁。

長谷川昇

1977 『博徒と自由民権—名古屋事件始末記—』中央公論社。

坂野潤治

2012 『日本近代史』筑摩書房。

坂野潤治・大野健一

2010 『明治維新 1858-1881』講談社。

檜山幸夫

1997 『日清戦争 秘蔵写真が明かす真実』講談社。

平野聡

2018 『大清帝国と中華の混迷』講談社学術文庫。

藤田覚

2015 『幕末から維新へ—シリーズ日本近世史⑤』岩波書店。

保谷徹

1993 「幕府軍制改革の展開と挫折」坂野潤治ほか（編）『維新変革と近代日本 シリーズ日本近現代史①』岩波書店、119-160頁。

2011 「戊辰戦争の軍事史」明治維新史学会（編）『講座明治維新 3—維新政権の創設—』有志舎、21-56頁。

三谷博

1997 『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動—』山川出版社。

宮崎ふみ子

1981 「幕府の三兵士官学校設立をめぐる—考察」近代日本研究会（編）『幕末・維新の日本』山川出版社、129-162頁。

宮地正人

1996 「日本的国民国家の確立と日清戦争—帝国主義的世界体制成立との関連において—」比較史・比較歴史教育研究会（編）『黒船と日清戦争—歴史認識をめぐる対話—』未来社、320-343頁。

山口啓二

2006 『鎖国と開国』岩波書店。

山田朗

2017 『日本の戦争：歴史認識と戦争責任』新日本出版社。

由井正臣・藤原彰・吉田裕

1989 『日本近代思想大系 4—軍隊・兵士—』岩波書店。

おわりに

大阪大学歴史教育研究会（編）

2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。

岡本隆司

2020 『シリーズ中国の歴史⑤ 「中国」の形成 現代への展望』岩波書店。

小野寺史郎

2017 『中国ナショナリズム 民族と愛国の近現代史』中央公論新社。

北岡伸一

2012 『官僚制としての日本陸軍』筑摩書房。

澁谷由里

2017 『〈軍〉の中国史』講談社。

羽田正

2018 『グローバル化と世界史』東京大学出版会。

山室信一

2003 『『国民帝国』論の射程』山本有造（編）『帝国の研究』名古屋大学出版会、87-128
頁。

渡辺信一郎

2019 『シリーズ中国の歴史① 中華の成立 唐代まで』岩波書店。

執筆分担

はじめに：下野

第1章：川西

第2章：小禄

第3章：井上

第4章：平尾

おわりに：下野

旧来の「帝国」が迎えた様々な近代

19世紀から20世紀初頭の「帝国」

19世紀には、新しい政治と社会の仕組みを持ち、国民意識を共有する人々が住む本土を中核に、国外に植民地を獲得する**新たな帝国**が多く姿を現した。植民地を持つ国民国家とも言えるもので、例えばイギリス、フランス、ドイツ、日清戦争後の日本などが挙げられる。

一方で、**旧来の帝国**、例えば清朝、ロシア、オスマン、ハプスブルクなどといったユーラシア大陸で広域を支配した帝国は同時期に依然存在していた。これらの帝国は広大な領域を支配し、その中で様々な文化を持つ多様な人々が共存していた。しかし、この旧来の帝国の支配は19世紀に入り大きく揺らいでいた。帝国の支配には、強力な**軍隊**や独自の**統治理念**が必要であったが、軍事制度的に前者の新たな帝国が優勢となり、帝国内部において様々な統治理念を揺るがす問題が顕在化した。その中で各帝国は、帝国の危機に向き合い「**近代化**」に対応しようとした。

今回は、19世紀から20世紀初頭の**清朝**、**オスマン帝国**、**ハプスブルク帝国**といった旧来の帝国と比較しながら、各帝国が支配の動揺に対してどのように対応しようとしたのか、軍や戦争、近代化といった視点を軸に考えてみよう。

資料1 【ハプスブルク帝国とは？】

ハプスブルク家に統治されていた中部ヨーロッパの帝国。スイスの小領を発祥の地とし、13世紀に家領としてオーストリアを獲得した。以後、婚姻政策と戦争を通じてスペインやハンガリーなどに領地を拡大し、15世紀以降は神聖ローマ皇帝位も独占した。その後16世紀を迎えると、フランスとの覇権争いの中で領地の重心は中部ヨーロッパへ移っていった。18世紀半ばには啓蒙専制支配が行われたが、1806年の神聖ローマ帝国の解体後は、**オーストリア帝国**となった。ウィーン体制期にナショナリズムや自由主義に対抗したが、普墺戦争の結果ドイツ統一運動から排除され、1867年のアウスグライヒ（妥協）により**オーストリア＝ハンガリー二重帝国**が成立した。以後は自由主義的立憲君主制を採用したが、民族間の対立に対処しきれぬままバルカン諸地域への介入により帝国の統合力を弱めた。第一次世界大戦での敗北により消滅。

資料2 【各帝国の軍や戦争、近代化】

清朝：清朝の主力軍は支配層女真（のち満洲）人による**八旗**であり、この八旗にはモンゴル人や漢人なども編入されていた。また、**緑営**という漢人による軍も組織された。しかし、これら正規軍は**アヘン戦争**や**太平天国の乱**といった戦いで活躍できず、太平天国の乱や連鎖した各地の反乱では地方漢人官僚の曾国藩、**李鴻章**、左宗棠らが組織した**義勇軍（郷勇）**が活躍した。反乱鎮圧が進んだ同治帝の時代になると彼らは**洋務運動**を推進した。この運動では軍需産業が育成され兵器などを生産し、彼らの軍の武装近代化が進められた。特に李鴻章の率いる**淮軍**は国防軍化し彼の建設した北洋海軍とともに**日清戦争**では主力となった（一方で八旗・緑営の正規軍も清末まで維持されていた）。しかし、この日清戦争に敗れたため、清朝は日本にならって中央集権化による近代国家建設を目指し、**義和団戦争**後には光緒帝の下で本格的な政治改革が行われ、中央主導による軍隊の西洋化、組織再編（軍制改革）が進められた。その際、日本も重要なモデルとされた。一方、この中央集権化の諸改革や賠償金支払いに伴う財源捻出のための増税は民衆の反発を招き、地方暴動が頻発した。

オスマン帝国：オスマン帝国の軍隊の主力は、首都イスタンブールに駐在する常備歩兵軍団**イエニチェリ**であった。18世紀末の西洋列強との相次ぐ戦争で敗北を喫したオスマンは、従来の軍隊では対応できないことを痛感し、近代軍の創設を指向する。**セリム3世**の改革で西洋式砲兵部隊が創設されたものの、旧勢力で特権集団化していたイエニチェリがこれに反発し改革は挫折した。しかしマフムト2世の時代に入ると**イエニチェリ**を**解体**し、新歩兵部隊が創設され**タンジマート**において体系化・組織化が進められていった。これによって、オスマン帝国中央の常備軍は、人数や兵器の点でヨーロッパの標準的な軍に匹敵するものに生まれ変わり、軍事力の近代化の基礎は整えられることになった。しかし一方で、オスマン帝国内部の各地方の独立が19世紀以降みられるようになり、また相次ぐヨーロッパとの戦争（**クリミア戦争**）によって戦費がかさみ、外債に依存していた帝国は1873年の「**大不況**」の影響を受け財政破綻した。以後、帝国は憲法を制定し立憲制の下で立て直しをはかったが、**露土戦争**中に憲法が停止され、戦いにも敗れ領土を失った。

ハプスブルク帝国：啓蒙専制期に従来の傭兵中心の軍隊から、徴兵区に基づいて徴募される常備軍が創設された。また軍を維持・強化するために、国家による軍事指揮権の掌握や体系的な徴税制度が敷かれた。このような軍隊はウィーン体制期には、国民主義や自由主義に対抗する強力な手段となったが、**1848年革命**や**普墺戦争**によって帝国の政治体制が根本的変革を余儀なくされると、それに併せて軍事面でも改革が行われた。主力軍は「連隊」を構成単位として編成されたが、帝国の多民族性を考慮して、連隊所属の兵士が自民族の言葉で軍事訓練や軍隊生活を送れるようにし、駐屯地もなるべく兵士の出身地になるように設定された（例：ハンガリー人兵士が47%、ルーマニア人兵士が46%を占める連隊では、ハンガリー語とルーマニア語で軍隊生活を送ることができた）。こうして軍隊は、多民族国家ハプスブルク帝国の重要な統合装置となり、この軍事制度は二重帝国の

終焉まで存続した。

1 「帝国の危機」と軍の近代化について考えてみよう

- Q1 資料1・2や教科書本文を参考に、19世紀半ばの清朝・オスマン帝国・ハプスブルク帝国において、「帝国の危機」となった出来事とそう考えた理由を説明してみよう。また、その危機をどのように乗り越えようとしたのかも合わせて説明しよう。
- Q2 清朝・オスマン帝国・ハプスブルク帝国の近代化はどのようなものだったろうか。特に、資料2の説明にもある軍とその近代化に注目し比較してみよう。また、このうち清朝の独自性はどのような点だろうか。
- Q3 清朝の「軍」の近代化について、日本の「軍」の近代化と比較して共通点・相違点を挙げてみよう。

2 帝国と戦争／帝国の滅亡について考えてみよう

- Q1 清朝・オスマン帝国・ハプスブルク帝国は19世紀～20世紀初頭にかけて多くの対外戦争を経験した。
戦争を行うことやその戦争で敗れることで帝国政府はどのようなリスクを負うことになるだろうか。また、帝国の国内社会にどのような影響を与えるだろうか。3帝国が経験した戦争のうち一つに注目し、自分で「〇〇戦争は（清朝／オスマン帝国／ハプスブルク帝国）の国内社会にどのような影響を与えたか？」という問いを立て、教科書本文や資料集、書籍などで調べてその答えを説明してみよう。
- Q2 清朝・オスマン帝国・ハプスブルク帝国は1910年代から20年代前半にかけてたて続けに滅亡した。その後、各帝国の統治していた領域はどのように変わっただろうか。資料集の地図等で19世紀前半の各帝国と20世紀前半各帝国滅亡後（1930年頃）の地図を見比べ、特に清朝（中国）にみられる特徴を考えてみよう。
- Q3 清朝がQ2で答えた特徴を持った理由を、19世紀の状況を踏まえ、また以下の資料3～6も参考にしながら考えてみよう。

資料3 清末、西洋思想に触れた立憲派の梁啓超（りょうけいちょう）はそれまでの王朝と異なる近代国家を模索する中、1901年に「中国史叙論」で「我々が最も慙愧（ざんき：恥じ入ることの意）に思うのは、わが国に国名がないということである」と述べ、自尊自大さに欠点があるとしながらも自国の歴史を「中国史」と称することとした。彼によれば、この「中国史」における中国の領域は中国本部・新疆・青海・西藏・蒙古・満洲の五大部であった。資料4は梁啓超によって刊行された雑誌の表紙であり、清の領域は単色で塗られている。

資料5 革命派の孫文は満洲人を排除した漢人国家の建設を主張していたが次第に立憲派の主張に接近し、1912年1月、中華民国臨時大総統に選出された際、就任宣言で「漢・満・蒙・回・蔵の諸地を合して一国とし、漢・満・蒙・回・蔵の諸族を合して一人とする。これを民族の統一という」と述べ、新国家成立を宣言した。しかし、一方で講演などでは漢人以外の他民族を漢人に同化させることが主張された。

資料6 日中戦争期に、歴史学者の顧頡剛（こけつこう）は、五族により構成される「中華民族」という民族概念を主張した。この主張は中華民国（蒋介石政権）の民族政策に学術的な正統性を与えた。

資料4



[小野寺2017、31頁]より転載。

指導に関して（簡易版指導案）

授業想定：世界史探究(第一次世界大戦の学習後)/2時間程度（**1**・**2**で1時間ずつ）

授業例

1. 導入：概要の説明・ハプスブルク帝国についての補足（資料1など）
2. 展開：グループ作業・調査・共有：3～4人1組のグループワークなどにより、3帝国について（**1**は日本も）分担調査させ、調査した内容をグループ内で発表・共有・比較しながら、Q1～Q3の答えを用意する
3. まとめ：全体共有・・・Q1からQ3の答えをグループの代表に発表させる⇒教員の解説（黒板に書かせる・ICT機器で共有など）

例：Q1に関する各グループの答え発表→教員の解説

→Q2に関する各グループの答え発表→教員の解説

→Q3に関する各グループの答え発表→教員の解説

※授業時間や生徒数・グループ数によって各問の発表に関しあてるグループを絞るなど適宜調整する

※注意点：

教材観として・・・例えば、**1**のQ1に取り組む前にQ0的に各帝国がどのような国家であったのか、統治体制や特徴などを調査させることも考えられるが、清朝を中国史の一國史的系譜の中でのみで説明されたり、ハプスブルク帝国から「ヨーロッパ」の要素のみをくみ取り「アジア vs ヨーロッパ」の図式に当てはめ議論されることも考えられるため、敢えてこれに関して問を作っていない。[羽田2018、205-268頁]のように「多様性の帝国」としてグローバルな視点からフラットに見たときに、これまでの国家の在り様と異なる特徴を指摘できる可能性があり、この意図の下で授業を実施することが本教材において

は特に重要である。

解答例 (解答例は一例であり、複数の答えが用意できる問もある。)

1

【Q1の解答例】

清朝: 太平天国の乱だと考える。太平天国は「滅満興漢」を唱え、清朝の打倒を目指し要地の南京を占領した。さらに、独自の構想の下、清朝に対する人々の不満を吸収しながら勢力を拡大し、一方で同時期に各地でミャオ族、回民や捻軍の反乱なども連鎖して起こり、清朝の正規軍が対応できない状況に追い込まれたためである。

→この危機に、清朝は地元の有力者が自衛のために組織した義勇軍を活用する一方、アロー戦争後は列強の軍人の指揮する軍隊の協力も得ながら鎮圧をすすめた。また、乱の末期から鎮圧後にかけて、義勇軍を率いた曾国藩や李鴻章ら有力な漢人官僚に近代化の諸事業を進めさせた。

※他に、対外関係に注目した解答もあり得るだろう(イギリス・フランス・ロシアなどに注目して)。

オスマン帝国: クリミア戦争とその後の財政破綻だと考える。クリミア戦争自体には勝利したものの、そもそも度重なる軍事で外債に依存しており、その中で1873年5月にウィーン証券取引所で発生した株価の大暴落により「大不況」の影響を受け、財政破綻を起こした。このことは以後の対外戦争への準備、帝国内の諸事業の実施や秩序維持をより困難にしたからである。

→体制の立て直しのみならず、西洋的な国民国家形成の必要性が実感され、立憲政を目指し憲法が公布されたものの、その後の露土戦争中にアブデュル=ハミト2世が憲法を停止し立憲政(第1次)が頓挫した。また、戦争に敗北し、戦後の条約で領土を失った。

ハプスブルク帝国: 普墺戦争の敗北だと考える。ハプスブルク帝国(正式名称はオーストリア帝国)はドイツ連邦を構成する国家であったが、敗戦により大ドイツ主義にもとづくドイツ統一運動の主導権を失い、帝国内の民族問題の再考を要求されたからである。

→王朝の正統性とドイツ人優位を保ちながら諸民族の権利を認めるため、ハンガリーの自治を承認(妥協)し、オーストリア=ハンガリー二重帝国として再出発した。以後、内政では自由主義的立憲君主制を採用し、外交ではドイツ帝国との同盟を維持しつつ強国化を目指した。

※1 ウィーン三月革命などで記述することも可能であろう。

ウィーン三月革命→帝国内の民族自治権を求めるナショナリズム運動が激化したから。

→この危機に対しては、オーストリア政府は軍事力で革命運動を抑え込み、専制支配体制を樹立した(これを「新絶対主義」と言う)

※2 なお、この専制支配体制がなぜ破綻してアウスグライヒ体制へと転換したのかも、さらなる設問として学習のテーマとなりうる。「新絶対主義」体制の成立から間もなくクリミア

戦争が勃発し、バルカン半島での勢力均衡からロシアとの同盟を重視する一方、ロシアの勢力を削ぐためにイギリスとの関係も顧慮しなければならないオーストリア政府は、結局のところ外交的孤立に陥った。さらに 1859 年のイタリア統一戦争の敗北によって、オーストリア帝国外交の失敗は明らかとなり、普墺戦争が最後のひと押しとなって、ハプスブルク政府は専制支配体制の放棄を余儀なくされた。

【Q2 の解答例】

・「洋務運動」に関して、基本的に主導したのが地方漢人官僚中心であるのに対し、オスマン帝国やハプスブルク帝国は中央政府主導の「上からの近代化」の色合いが強く出ている。清朝の場合はこの「上からの近代化」を主導しようとした日清戦争・義和団戦争後の短い期間で民衆の不満を高め、やがて滅亡することとなった。

・ハプスブルク帝国やオスマン帝国は、西洋の強国と地理的・政治的・経済的に近接することから、早い段階から中央による軍制改革が進められ組織整備が行われているのに対し、清朝は軍需産業の面では 19 世紀半ばから整備されるものの、中央政府による統一的・体系的な組織化に関しては日清戦争・義和団戦争後となり時期的に先の二国より遅い。

・オスマン帝国が特権的な地位となっていた在来のイエニチェリを解散した(軍制改革に対しイエニチェリの抵抗も見られた)が、清朝は清末まで八旗・緑営といった清朝当初の正規主力軍が維持され続けた。

【Q3 の解答例】

・共通点としてほぼ同時期に近代化が進められていたことが挙げられる。また、清朝の「洋務運動」も日本の近代化も軍需産業の育成に力を入れていた点が共通である。一方、日本は「上からの近代化」の要素が強く、身分制を解体し、国家を支える国民の軍隊を徴兵令で創出したのに対し、清朝は漢人の地方官僚が主に推進したものであったことから、先に述べた軍需産業の育成によって武装の近代化は進んだが、国家の制度に踏み込んだ軍制改革は日清戦争・義和団戦争後となった。

※1 日清戦争で両国の明暗が分かれるため、この戦争の重要性(旧来の帝国対国民国家という図式でも)が指摘できるが、一方でこの結果で洋務運動による近代化(産業全般の発展など)を軽視すべきではないだろう。

※2 光緒新政期の軍制改革を軸に、時期の違い(あるいは「洋務運動」と日清戦争後の時期で 2 段として)、日清戦争の清朝への影響、日本をモデルにした点などに注目した答えも想定できる。

2

【Q1 の解答例】

その 1 義和団戦争は清朝の国内社会にどのような影響を与えたか。

義和団戦争により、義和団を支持した清朝は 8 か国連合軍に敗れ、辛丑和約で膨大な賠償金

を支払うことになり、国内に外国軍の駐兵を認めた。清朝の朝廷はこの敗戦を機に本格的な政治改革を進めたが、一方で地方での負担が増すことになり、民衆の不満を高め、暴動を招いた。

その2 第一次世界大戦はハプスブルク帝国の国内社会にどのような影響を与えたか。

第一次世界大戦では、ハプスブルク帝国(オーストリア＝ハンガリー二重帝国)においても総力戦体制が構築されたが、戦線の膠着、戦時の長期化、海上封鎖による交易停止、経済統制、食糧危機により厭戦気分が高まった。さらに、さまざまな民族が共住するハプスブルク帝国は、そもそもナショナリズムの高揚(あるいは扇動)を背景とした挙国一致の総力戦体制を築くことが難しく、敗色が濃厚になると帝国内の諸民族の独立運動が激しくなった。さらに皇帝フランツ＝ヨーゼフ 1 世が亡くなると、ウィーン政府の求心力は急速に低下し、1918年、チェコ人、南スラヴ人、ポーランド人が独立を宣言し、11月3日に連合国と休戦協定が結ばれ、帝国は解体されることとなった。

【Q2の解答例】

・オスマン帝国は、19世紀前半には未だアナトリアを中心に、バルカン半島からアラビア半島、北アフリカをまたぐ広域を統治していた。しかし、ヨーロッパに対する軍事的劣勢や地方勢力の自立志向、ナショナリズムの高まりからギリシア・エジプトなどが独立し、露土戦争後のベルリン条約でバルカン半島の大部分を失った。20世紀に入り、トルコ民族主義が優勢となる中、第一次世界大戦、ギリシア＝トルコ戦争を経て帝国は解体に向かい、トルコ共和国が成立したが、アナトリアの一地域国となった。

・1806年の神聖ローマ帝国消滅後に国号を「オーストリア帝国」としたハプスブルク帝国は、ウィーン会議でオランダに南ネーデルラントを割譲する代償に、ヴェネツィア、ロンバルディア、ダルマチア等を獲得した。19世紀後半になるとイタリア統一戦争でロンバルディアを、普墺戦争でヴェネツィアを失ったが、二重帝国以降も帝国の領土はほぼ維持された。1908年の青年トルコ革命時にはボスニア・ヘルツェゴビナを併合した。第一次世界大戦の敗北後、民族自決により各民族が独立を認められ、崩壊した帝国の領土はオーストリア共和国を含むいくつもの国民国家に分裂した。

・清朝(中国)については、アヘン戦争で香港、日清戦争で台湾などを失ったが19世紀においてはほぼ領域を維持し、後継の中華民国においても1920年代に独立したモンゴルなどを除き、ほぼ清朝期の領土を維持した。滅亡後、かつての領域を失った2帝国に対し、滅亡後も中華民国が清朝時代の帝国スケールの領域をほぼ維持している(中華人民共和国においても)点は特徴的だと考える。

【Q3の解答例】

19世紀の清朝の時代には、太平天国の乱を含む東西の内乱を平定し、諸勢力の独立や一部を除いて植民地化を防ぐことができたので、20世紀に入っても領域をほぼ維持できた。また、日清戦争後の中国分割、義和団戦争で植民地化の危機を迎える中、当時の清朝の領域を

一体の「中国」と考えるが発想が生まれ、後継の中華民国は多民族を含む国家構想の下で成立し、「中華民族」という民族概念を国家が正当なものとして用い、統治が行われたため、20世紀においても清朝時代の領域が維持され続けることに繋がった。

※一方でこのような議論が漢人以外の他の民族の意志とは無関係に行われ、非漢人グループが漢人居住地域を「中国」とみなし、認識が食い違っていたことにも留意すべきだろう。

参考文献

岩崎周一

2017 『ハプスブルク帝国』講談社。

大阪大学歴史教育研究会（編）

2014 『市民のための世界史』大阪大学出版会。

大津留厚

2021 『さまよえるハプスブルク—捕虜たちが見た帝国の崩壊』岩波書店。

小野寺史郎

2017 『中国ナショナリズム 民族と愛国の近現代史』中央公論新社。

川北稔他（編）

2018 『新詳 世界史 B』帝国書院。

堤一昭

2013 「モンゴル帝国と中国 コミュニケーションと地域概念」秋田茂・桃木至朗（編）
『グローバルヒストリーと帝国』大阪大学出版会、44-70 頁。

帝国書院編集部（編）

2021 『最新世界史図説タペストリー』帝国書院。

羽田正

2018 『グローバル化と世界史』東京大学出版会。

南塚信吾

2012 「ハプスブルク帝国と帝国主義—「二州併合」から考える」木畑洋一・南塚信吾・
加納格（編）『帝国と帝国主義』有志舎、56-161 頁。

文部科学省（編）

2019 『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 地理歴史編』東洋館出版社。

渡辺信一郎

2019 『シリーズ中国の歴史① 中華の成立 唐代まで』岩波書店。